

姫路市地域ケア推進協議会（令和元年度第2回）
議 事 次 第

日 時	令和2年2月27日（木） 14時30分～16時30分
場 所	姫路市総合福祉会館5階 第3会議室

1 報告事項

- (1) 地域包括支援センターに関すること
 - ① 地域包括支援センターの質の向上策について 【報告資料1-1】
 - ② 地域包括支援センターの運営について 【報告資料1-2】
 - ③ 地域包括支援センターの業務実績について 【報告資料1-3】
 - ④ 地域包括支援センターの現地指導結果について 【報告資料1-4】
- (2) 地域密着型サービスに関すること 【報告資料2】
- (3) 姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）の策定に向けた将来推計について 【報告資料3】

2 協議事項

- (1) 姫路市地域包括支援センター運営方針について 【協議資料1】
- (2) 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について 【協議資料2】
- (3) 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について 【協議資料3】

3 その他

1. 姫路市地域包括支援センターの質の向上策について

(1) 第三者評価について（令和元年度）

令和元年度は、今年度の地域包括支援課による実地指導を実施していない地域包括支援センター10か所を対象として実施。姫路市地域包括支援センター運営方針を参考として、職員の理解説明や実際の取り組みについてヒアリング調査を行った。

評価結果は、市地域包括支援課のホームページで公開するとともに、受審した地域包括支援センターへも結果を送付する。

【表1】令和元年度第三者評価の実施状況

	名 称	実施日
1	増位・広嶺地域包括支援センター	令和元年9月27日
2	城乾・東光地域包括支援センター	令和元年9月30日
3	網干地域包括支援センター	令和元年10月23日
4	飾磨地域包括支援センター	令和元年10月25日
5	朝日地域包括支援センター	令和元年10月30日
6	家島地域包括支援センター	令和元年11月5日
7	広畑地域包括支援センター	令和元年11月19日
8	夢前地域包括支援センター	令和元年11月28日
9	北地域包括支援センター	令和元年12月13日
10	大白書地域包括支援センター	令和元年12月16日

(2) 地域包括支援課主催の連絡会について

連絡会については、仕様書により「地域包括支援センター相互間の連携を深めるため、地域包括支援課において開催する職種別連絡会に出席すること」と定めている。

- 1) 主任介護支援専門員連絡会 : 年3回開催（5月・11月・3月）
- 2) 社会福祉士連絡会 : 年4回開催（6月・8月・12月・3月）
- 3) 保健師・看護師連絡会 : 年3回開催（7月・11月・3月）
- 4) 認知症担当連絡会 : 年3回開催（7月・11月・2月）
- 5) 地域担当連絡会 : 年4回開催（6月・7月・10月・2月）
- 6) 管理者連絡会 : 年4回開催（5月・8月・10月・1月・3月）

主に、グループワークを通じた業務に関する情報交換等や情報提供を行い、業務理解の向上や地域包括支援センター同士の連携促進を目指している。

(3) 研修会等について

① 職員の資質向上に関する研修事業について

【表 2】令和元年度地域包括支援センター研修会実施状況

	事業目的・実施内容		開催日時・会場	参加者数
	研修会 の 開 催	新任期	新任期研修会 講師：地域包括支援課職員	平成 31 年 4 月 18 日 総合福祉会館第 2 会議室
全体		障害福祉サービスと介護保険サービスの連携について 事例検討 講師：地域包括支援課職員、障害福祉課職員	令和元年 9 月 26 日 市役所 10 階 大会議室	95 (包括 60)
全体		介護予防ケアプラン作成の手引きについて 講師：主任介護支援専門員連絡会ワーキングメンバー	令和元年 10 月 30 日 市役所 10 階 大会議室	74
全体		管理者対象研修会 個人情報の適切な取り扱いについて 講師：地域包括支援課職員	令和 2 年 1 月 29 日 市役所北別館 403 号室	23
全体		認知症支援について 講師：公益社団法人認知症の人と家族の会兵庫県支部 亥下徳子氏・山崎敬一氏	令和 2 年 1 月 29 日 総合福祉会館第 2 会議室	52
全体		地区診断について 講師：姫路獨協大学看護学部長 井上清美氏	令和 2 年 3 月 3 日 総合福祉会館第 1 会議室	

② 包括的支援業務等に係る調査・研究に関する事業について

【表 3】令和元年度包括的支援業務等に係る調査・研究に関する実施状況

事業	内容	時期・回数
地域包括支援センター業務の研究 (ワーキング)	地域包括支援センターの現状、課題に対しての調査・研究を実施する。各部会の代表者で課題を探り、市と協働で進める。 令和元年度の取り組み ①包括的支援事業に対する現場からの提言 ②次年度にむけて提言検討準備	年 12 回開催

③ 地域包括支援センターに関する広報活動事業

【表 4】令和元年度地域包括支援センター広報活動に関する実施状況

事業	内容	時期・会場	参加者数
姫路中央病院オープン ホスピタル	地域包括支援センターの相談機関広報・介護予 防活動啓発を図る。	令和元年 10 月 27 日 姫路中央病院	個別相談 3
ヘルス&ビューティー フェスタ	地域包括支援センターの相談機関広報 認知症普及啓発	令和元年 10 月 12 日、 10 月 13 日 みなとドーム	92
生涯現役フェスティバ ル	地域包括支援センターの相談機関広報・介護予 防活動啓発を図る。	令和 2 年 1 月 26 日 姫路市文化センター	個別相談 80 展示体験 70
ふれあい祭り	地域包括支援センターの知名度向上を図る。 担当センター：山陽、飾磨、飾磨西、灘、大的、 家島	令和元年 9 月 25 日 イオンタウン姫路	231
	地域包括支援センターの周知啓発を図る。 担当センター：北、増位・広嶺、香寺、夢前、 安富	令和元年 10 月 27 日 北部市民センター	222
	地域包括支援センターの周知啓発を図る。 担当センター：広畑、大津、朝日、網干	令和元年 11 月 15 日 イオンモール姫路大津	430
	地域包括支援センターの周知啓発を図る。 担当センター：北、増位・広嶺、香寺、夢前、 安富	令和元年 11 月 29 日 船津公園ふれあいの館	96
	地域包括支援センターの周知啓発を図る。 担当センター：城乾・東光、白鷺・琴陵、高岡、 安室、花田・城山、四郷・東、大白書、書写・ 林田	令和元年 12 月 1 日 安室東公民館	213
介護予防講演会	地域包括支援センターの介護予防活動普及啓発を 図る。	令和 2 年 2 月 19 日 キャスパホール	

2. 姫路市地域包括支援センターの運営について

(1) 地域包括支援センターの人員等体制について

【表5】地域包括支援センターの一覧

(令和元年12月末現在)

圏域	担当小学校区	センター名 ※正式には全て「姫路市」を冠する。	設置者
中部第一	白鷺・船場・城西	白鷺・琴陵地域包括支援センター	(医) 五葉会
	城東・東・城乾・野里	城乾・東光地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
中部第二	荒川・手柄・城陽	山陽地域包括支援センター	(株) アースサポート
	高岡・高岡西	高岡地域包括支援センター	(医) 恵風会
	安室東・安室	安室地域包括支援センター	(福) ささゆり会
東部	花田・谷外・谷内	花田・城山地域包括支援センター	(福) 本覚寺苑
	四郷・別所・御国野	四郷・東地域包括支援センター	(福) 清章福祉会
西部	曾左・峰相・林田・伊勢	書写・林田地域包括支援センター	(福) 姫路社会福祉事業協会
	白鳥・青山・太市	大白書地域包括支援センター	(福) しらさぎ福祉会
灘	白浜・八木・糸引	灘地域包括支援センター	(株) セイフティサービス
	的形・大塩	大的地域包括支援センター	(医) 汐咲会
飾磨	津田・英賀保	飾磨西地域包括支援センター	(福) 敬寿会
	妻鹿・高浜・飾磨	飾磨地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
広畑	大津・南大津・大津茂	大津地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	広畑・広畑第二・八幡	広畑地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
網干	旭陽・勝原・余部	朝日地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
	網干・網干西	網干地域包括支援センター	(福) やながせ福祉会
北部	広峰・城北・水上・増位	増位・広嶺地域包括支援センター	姫路医療生活協同組合
	砥堀・豊富・山田・船津	北地域包括支援センター 【準基幹包括】	(福) 姫路市社会福祉協議会
香寺	香呂・中寺・香呂南	香寺地域包括支援センター	(福) 徳宗福祉会
夢前	置塩・古知・前之庄 ・苜野・上菅・菅生	夢前地域包括支援センター	(福) 光寿福祉会
安富	安富南・安富北	安富地域包括支援センター	(福) きたはりま福祉会
家島	家島・坊勢	家島地域包括支援センター	(株) デコ・フォルテ

(2) 地域包括支援センターの人員の配置状況について

【表 6】 人員の配置状況

(令和 2 年 1 月現在)

		高齢者数 (住民基本台帳)										
担当 圏域	地域包括 支援センター名	令和元年 6 月末 時点実績 (人)	令和元年度末 (令和 2 年 3 月末) 時点推計 (人)		保健師	社会福祉士	支援専門員 主任介護 士	担当 認知症	地域担当	指定介護 予防 支援	合計	
1	中部 第一	白鷺・琴陵包括	6,495	6,623	15,138	1	1	2	1	/	2 (2.0)	7 (7.0)
2		城乾・東光包括	8,457	8,515		2	2	1	1	2	2 (2.0)	10 (10.0)
3	中部 第二	山陽包括	8,886	9,055	20,765	2	2	1	1	/	2 (1.3)	8 (7.3)
4		高岡包括	5,531	5,540		1	1	1	1	/	3 (2.8)	7 (6.8)
5		安室包括	6,017	6,170		1	1	1	1	/	2 (2.0)	6 (6.0)
6	東部	花田・城山包括	4,555	4,555	10,743	1	1	1	1	/	3 (1.9)	7 (5.9)
7		四郷・東包括	6,059	6,188		2	1	1	1	/	2 (2.0)	7 (7.0)
8	西部	書写・林田包括	7,525	7,631	13,026	1	2	1	1	/	4 (4.0)	9 (9.0)
9		大白書包括	5,271	5,395		1	1	1	1	/	3 (2.8)	7 (6.8)
10	灘	灘包括	6,656	6,790	10,831	0	2	1	0	/	4 (3.1)	7 (6.1)
11		大的包括	3,993	4,041		1	1	1	1	/	2 (2.0)	6 (6.0)
12	飾磨	飾磨西包括	6,507	6,593	14,287	1	2	1	1	/	4 (3.4)	9 (8.4)
13		飾磨包括	7,759	7,694		1	2	1	1	2	2 (2.0)	9 (9.0)
14	広畑	大津包括	6,532	6,582	14,926	2	1	1	1	/	6 (3.78)	11 (8.78)
15		広畑包括	8,282	8,344		1	2	2	1	1	2 (2.0)	9 (9.0)
16	網干	朝日包括	7,130	7,284	11,928	1	1	2	1	/	6 (3.7)	11 (8.7)
17		網干包括	4,650	4,644		1	1	1	1	/	4 (2.33)	8 (6.33)
18	北部	増位・広嶺包括	9,492	9,543	15,776	2	1	2	1	/	3 (2.1)	9 (8.1)
19		北包括	6,269	6,233		1	2	1	1	2	2 (1.8)	9 (8.8)
20	香寺	香寺包括	6,063	6,159		1	1	2	1	/	1(1.6)	6(6.6)
21	夢前	夢前包括	6,117	6,149		1	1	1	1	/	1(0.65)	5(4.65)
22	安富	安富包括	1,556	1,617		1	1		1	/	1(0.3)	4(3.3)
23	家島	家島包括	1,900	1,959			1		1	/	1(0.6)	3(2.6)
		計	141,702	143,304	143,304	26	31	26	22	7	62 (50.16)	174 (162.16)

※ 1 指定介護予防支援従事者の () 内の数字は、常勤換算数

(3) 指定介護予防支援の外注プランについて

※ 外注プランの条件

- ①要支援認定を受けている期間及び要介護認定を受けている期間の相互間で、連続したサービス提供が望まれる場合（例：がん末期等身体状況の変化が急激に起こることが予想される疾患を有する利用者）
- ②初めて認定申請を行い、認定結果が要支援となるか要介護となるか不明である間にサービスの暫定利用をする場合
- ③家族に要介護者がおり、介護サービスを利用している場合等、家族全体で一貫したマネジメントが必要と考えられる場合
- ④本市の要支援被保険者が遠隔地においてサービスを利用する場合
- ⑤要介護認定申請など当初から居宅介護支援事業所が関与している場合や、利用者が居宅介護支援事業所名を明示して、当該居宅介護支援事業所での介護予防支援を希望している場合
- ⑥その他、保険者が認めたもの

【表7】外注プラン委託状況

センター名	外注プラン委託作成件数		指定介護予防支援委託 契約事業所数	
	平成30年度	令和元年12月末	平成30年度	令和元年12月末
白鷺・琴陵包括	1,198	1,282	53	53
城乾・東光包括	3,856	3,058	59	80
山陽包括	4,030	3,241	85	83
高岡包括	1,015	834	37	41
安室包括	1,140	963	34	37
花田・城山包括	1,253	1,078	32	39
四郷・東包括	1,012	825	36	34
書写・林田包括	1,012	862	36	47
大白書包括	770	650	41	43
灘包括	1,604	1,267	35	33
大的包括	1,075	899	25	22
飾磨西包括	1,212	988	53	45
飾磨包括	2,653	2,266	55	56
大津包括	1,246	1,037	34	54
広畑包括	2,700	2,218	63	55
朝日包括	1,795	1,415	38	36
網干包括	922	901	29	29
増位・広嶺包括	1,755	2,036	60	88
北包括	1,341	1,282	61	34
香寺包括	1,557	1,403	22	31
夢前包括	1,848	1,537	35	35
安富包括	389	481	8	11
家島包括	451	349	10	5
計	35,834	30,872	941	991

(4) 地域包括支援センターの公正・中立性の確保について

① ケアプラン作成について、開設法人等の居宅介護支援事業所を紹介した状況について

【表 8】 要介護移行時における開設法人等による居宅介護支援事業所の紹介比率 (令和元年 12 月末)

	直営プラン件数			外注プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	同一 法人	その他 法人	同一法人 紹介比率
白鷺・琴陵包括	2,038	38	2	1,282	22	2	12	24	33.3%
城乾・東光包括	1,529	22	0	3,058	35	0	5	17	22.7%
山陽包括	1,453	21	1	3,241	63	2	7	13	35.0%
高岡包括	1,973	28	7	834	11	1	7	14	31.8%
安室包括	1,714	18	1	963	23	0	2	15	15.4%
花田・城山包括	1,377	22	2	1,078	20	1	7	13	33.3%
四郷・東包括	2,315	36	2	825	16	1	7	27	21.1%
書写・林田包括	1,988	8	2	862	11	2	0	6	0.0%
大白書包括	1,896	24	4	650	18	0	2	18	10.0%
灘包括	2,470	30	7	1,267	20	0	10	13	43.5%
大的包括	1,435	17	1	899	15	0	0	16	0.0%
飾磨西包括	2,141	16	1	988	12	0	5	10	33.3%
飾磨包括	1,511	15	0	2,266	36	0	3	12	20.0%
大津包括	2,185	24	0	1,037	13	1	5	19	20.8%
広畑包括	1,522	25	2	2,218	37	14	4	19	17.4%
朝日包括	1,895	26	2	1,415	11	0	8	16	33.3%
網干包括	1,446	19	1	901	5	0	1	17	5.6%
増位・広嶺包括	2,049	23	5	2,036	25	0	5	13	27.8%
北包括	1,519	25	1	1,282	14	0	5	19	21.7%
香寺包括	1,057	19	0	1,403	22	0	9	10	50.0%
夢前包括	817	6	0	1,537	32	2	1	5	37.5%
安富包括	296	4	0	481	6	0	3	1	50.0%
家島包括	916	9	1	349	2	0	0	8	0.0%
計	37,542	475	42	30,872	469	26	108	325	24.9%

※要介護移行件数のうち、在宅サービス利用に至らなかった件数を除き、紹介先に計上

同一法人紹介比率は、紹介先の「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

➤介護移行ケースの居宅紹介先について 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・介護予防支援を担当している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・同居家族を同一法人が担当している為、本人の希望による。
- ・同一法人が申請から関わっていた為、本人の希望による。
- ・市内どこでも担当できる居宅を居宅一覧から本人が選んだ。
- ・介護移行する可能性が高く、継続して担当できる居宅を本人が選んだ。
- ・利用しているサービス事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望される。
- ・一覧表から本人・家族が希望した。
- ・自宅から近い居宅介護支援事業所を希望した。
- ・複合問題を抱えており幅広い支援対応が可能な法人を希望した。

【表 9】 利用者の要介護移行に伴い、紹介した居宅介護支援事業所の選択理由

選択理由	回答
① サービスを利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	110
② 介護予防支援を担当している事業所（居宅介護支援事業所）と同一の居宅介護支援事業所を希望	9
③ 以前利用していた居宅介護支援事業所を希望	28
④ 家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	20
⑤ 自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	34
⑥ 主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	19
⑦ 支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	10
⑧ 医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	11
⑨ 本人・家族の知り合いが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	18
⑩ 知人等からの勧め	13
⑪ 入院先の病院と相談し決定	7
⑫ 入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	17
⑬ 遠方の居宅介護支援事業所を希望	1
⑭ 本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	136
計	433

【表10】事業対象者における開設法人等による居宅介護支援事業所の紹介比率 (令和元年12月末)

	直営プラン件数			外注プラン件数			居宅介護支援事業所紹介先		
	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	作成 総数	要介護 移行	自立 移行	同一 法人	その他 法人	同一法人 紹介比率
白鷺・琴陵包括	94	0	0	10	0	0	0	0	0.0%
城乾・東光包括	18	1	0	29	0	0	0	1	0.0%
山陽包括	29	0	0	54	1	0	0	0	0.0%
高岡包括	8	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
安室包括	9	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
花田・城山包括	11	0	0	19	0	1	0	0	0.0%
四郷・東包括	14	0	0	36	0	0	0	0	0.0%
書写・林田包括	110	0	0	14	1	0	0	0	0.0%
大白書包括	0	0	0	9	0	0	0	0	0.0%
灘包括	18	0	0	28	0	0	0	0	0.0%
大的包括	0	0	0	9	0	0	0	0	0.0%
飾磨西包括	281	0	1	26	1	0	0	0	0.0%
飾磨包括	28	1	0	17	0	0	1	0	100.0%
大津包括	348	0	0	99	2	0	0	0	0.0%
広畑包括	74	0	0	41	1	0	0	0	0.0%
朝日包括	86	1	0	52	0	0	1	0	100.0%
網干包括	39	1	0	31	1	0	0	1	0.0%
増位・広嶺包括	77	1	2	134	2	0	0	1	0.0%
北包括	50	1	0	13	0	0	0	1	0.0%
香寺包括	0	0	0	9	0	0	0	0	0.0%
夢前包括	18	0	0	15	1	0	0	0	0.0%
安富包括	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
家島包括	7	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	1,319	6	3	645	10	1	2	4	33.3%

【表 1 1】利用者の要介護移行に伴い、紹介した居宅介護支援事業所の選択理由

	選択理由	回答数
①	サービス利用している事業所と同一法人の居宅介護支援事業所を希望	0
②	介護予防ケアマネジメントを担当している事業所と同一の居宅介護支援事業所を希望（継続支援希望） （支援困難ケース等により継続支援の必要性）	1
③	以前利用（相談）していた居宅介護支援事業所を希望	0
④	他の家族が利用している（していた）居宅介護支援事業所を希望	2
⑤	自宅から近い居宅介護支援事業所を希望	0
⑥	主治医と連携のある居宅介護支援事業所を希望	1
⑦	支援困難ケースの対応に強い居宅介護支援事業所を希望	0
⑧	医療対応に強い居宅介護支援事業所を希望	0
⑨	本人・家族の知り合いなどが居宅介護支援事業所またはその同一法人内の事業所に勤務	0
⑩	知人等からの勧め	0
⑪	入院先の病院側と相談し決定	0
⑫	入居先（ケアハウス・高齢者専用賃貸住宅等）の事業所と相談し決定	0
⑬	遠方の居宅介護支援事業所を希望	0
⑭	本人・家族が希望する事業所の特徴や方針に基づいて決定	2
	計	6

報告資料 1 - 2

② 新規にケアプランを作成した利用者に対して、開設法人等の介護サービス事業所を紹介した状況について

【表 1 2】 新規ケアプラン作成時の開設法人等の介護サービス事業所の紹介比率

(令和元年 12 月末)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			介護予防通所リハビリ			介護予防福祉用具貸与		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率
白鷺・琴陵包括	-	12	-	0	22	0.0%	0	4	0.0%	-	19	-
城乾・東光包括	4	10	28.6%	0	19	0.0%	-	8	-	5	19	20.8%
山陽包括	2	5	28.6%	4	20	16.7%	-	9	-	0	16	0.0%
高岡包括	-	14	-	-	25	-	1	7	12.5%	-	21	-
安室包括	2	4	33.3%	2	19	9.5%	-	3	-	0	13	0.0%
花田・城山包括	-	13	-	1	27	3.6%	-	9	-	-	17	-
四郷・東包括	-	9	-	5	11	31.3%	-	9	-	-	19	-
書写・林田包括	-	14	-	3	41	6.8%	-	12	-	-	18	-
大白書包括	-	17	-	4	23	14.8%	-	4	-	-	15	-
灘包括	0	17	0.0%	6	23	20.7%	0	4	0.0%	7	21	25.0%
大的包括	-	9	-	-	15	-	4	4	50.0%	-	12	-
飾磨西包括	0	7	0.0%	-	30	-	-	11	-	-	27	-
飾磨包括	2	5	28.6%	0	11	0.0%	0	5	0.0%	4	14	22.2%
大津包括	-	8	-	5	33	13.2%	-	2	-	-	25	-
広畑包括	2	9	18.2%	1	14	6.7%	-	4	-	1	7	12.5%
朝日包括	-	6	-	6	14	30.0%	-	12	-	-	11	-
網干包括	-	5	-	0	19	0.0%	-	2	-	-	16	-
増位・広嶺包括	0	9	0.0%	0	23	0.0%	1	3	25.0%	2	15	11.8%
北包括	0	3	0.0%	1	7	12.5%	0	3	0.0%	1	7	12.5%
香寺包括	-	7	-	0	6	0.0%	-	3	-	-	17	-
夢前包括	-	1	-	1	2	33.3%	-	6	-	-	1	-
安富包括	2	3	40.0%	5	2	71.4%	-	12	-	1	5	16.7%
家島包括	0	3	0.0%	5	3	62.5%	-	1	-	-	16	-
合計	14	68	17.1%	49	369	11.7%	6	18	25.0%	21	92	18.6%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす。

➤紹介比率 30%超及び約 30%を占めているケース理由は以下の通り。

- ・他サービスを担当している事業所と同一法人を希望した為。
- ・一覧表から本人・家族が希望した。
- ・同居家族が利用している同一法人の事業所を希望した。
- ・地域で古くから事業をしている同一法人は、利用者に馴染みがあり、本人が希望する。

【表 1 3】新規事業対象者プランを作成したケースのサービス利用

(令和元年 12 月末)

	総合事業訪問介護			総合事業通所介護			総合事業訪問生活援助		
	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率	同一法人	その他法人	同一法人紹介比率
白鷺・琴陵包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
城乾・東光包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
山陽包括	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	0	0.0%
高岡包括	-	0	-	-	0	-	-	0	-
安室包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0	-
花田・城山包括	-	0	-	0	1	0.0%	-	0	-
四郷・東包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	0.0%
書写・林田包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
大白書包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
灘包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0	-
大的包括	-	0	-	-	1	-	-	0	-
飾磨西包括	-	0	-	0	1	0.0%	-	0	-
飾磨包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
大津包括	-	0	-	3	0	100.0%	-	0	-
広畑包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
朝日包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
網干包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
増位・広嶺包括	0	0	0.0%	0	2	0.0%	0	0	0.0%
北包括	0	1	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
香寺包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
夢前包括	-	0	-	0	0	0.0%	-	0	-
安富包括	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	0	-
家島包括	0	0	0.0%	1	0	100.0%	0	0	0.0%
合計	0	2	0.0%	4	5	44.4%	0	0	0.0%

同一法人紹介比率は、「同一法人÷(同一法人+その他法人)」により算出

※「-」は同一法人内に該当サービス事業所がない場合をさす。

3 地域包括支援センターの業務実績について

(1) 介護予防ケアマネジメント

平成 27 年度から二次予防事業廃止に伴い、地域活動等において対象者を把握し介護予防ケアマネジメントを実施していたが、平成 29 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、非該当者のケアマネジメントの方法が明確になり、地域からの把握以外の対応を開始している。

【表 1 4】非該当者への介護予防ケアマネジメント

	非該当者への介護予防ケアマネジメント					
	非該当 リスト 人数	非該当者への対応（処遇）結果				
		基本チェック リスト 実施なし	基本チェックリスト実施あり			未対応者
総合事業 対象者	総合事業 非対象者		該当項目なし			
平成 29 年度	263	141	10	86	26	1
平成 30 年度	188	116	12	43	17	1
令和元年 12 月末	167	104	12	36	12	3

(2) 介護予防事業

地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に行われるような地域社会の構築を目指し、平成 24 年度より、いきいき百歳体操の普及啓発、立ち上げ・継続支援を実施している。

【表 1 5】いきいき百歳体操活動実績

	グループ数
平成 29 年度	416
平成 30 年度	451
令和元年 12 月末	465

(3) 総合相談支援・権利擁護

① 相談受付（電話・来所・訪問等）について

【表 1 6 - 1】総合相談支援・権利擁護実績

	相談受付件数（のべ件数）		内 高齢者虐待関係（実人数）		
	年間件数	月間平均件数	年間件数	内 虐待有	月間平均件数
平成 29 年度	27,059	2,255	121	44	10
平成 30 年度	30,334	2,528	97	19	8
令和元年 12 月末	23,673	2,630	116	14	12

【表 1 6 - 2】総合相談支援・権利擁護実績（相談内容別） ※重複計上あり

	介護 予防・ 介護 相談	医療・ 健康・ 生活 相談	介護 保険 制度	総合 事業	その他 保健福 祉制度	インフォ ーマル サービス	権利擁護 関係	その他	ケア マネジメント 支援	計
平成 29 年度	6,423	14,515	13,191	292	784	1,086	1,659	1,446	990	40,386
平成 30 年度	6,850	15,849	14,739	245	959	1,009	1,769	1,469	1,097	43,986
令和元年 12 月末	4,754	11,485	11,750	323	763	900	1,419	1,301	867	33,562

【表 1 6 - 3】総合相談支援・権利擁護実績（相談者別） ※重複計上あり

	本人 ・ 家族	市	警察 ・ 消防署	地域包括 支援 センター	居宅介護 支援 事業所	介護 サービス 事業所	医療 機関	その他 関係 機関	民生 委員	地域 団体等	計
平成 29 年度	18,353	1,204	297	229	2,835	1,227	2,392	835	1,176	703	29,251
平成 30 年度	20,631	1,541	308	265	3,182	1,263	2,665	931	1,220	793	32,799
令和元年 12 月末	15,294	1,420	283	239	2,780	952	2,128	831	913	602	25,442

② 高齢者実態把握について

【表 1 6 - 4】総合相談支援・権利擁護実績（高齢者実態把握数）

	民生委員等 依頼分	訪問調査 件数	電話等調査 件数
平成 29 年度	754	1,006	1,348
平成 30 年度	1,081	796	1,358
令和元年 12 月末	485	495	1,027

③ 事例検討回数について

【表 1 6 - 5】総合相談支援・権利擁護実績（事例検討回数）

	包括主催	その他	計
平成 29 年度	184	16	200
平成 30 年度	114	9	123
令和元年 12 月末	83	10	93

※ 支援困難ケースの今後の方針などについて、多職種多機関で話し合いをしたものを計上

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

① ブロック別研修会について

地域の支援機関のネットワークを構築し、高齢者の住みやすい地域づくりを進めていくために、地域包括支援センターが中心となり、地域の居宅介護支援事業所介護支援専門員とともに、日常生活圏域を単位に（一部、複数の圏域が合同）、介護支援専門員等、高齢者の生活を支援する専門職への研修会を開催する。また、地域の関係機関等と連携を構築するための研修会を開催している。

【表 1 7】 ケアプラン研修会開催実績

	開催回数 (延べ)	参加者数 (延べ)
平成 29 年度	55	2,101
平成 30 年度	42	1,690
令和元年 12 月末	33	1,172

(5) 認知症担当業務

認知症等を含む高齢者等に関する地域支援体制の構築を目指して、平成 2 7 年度より姫路市独自の職種として認知症担当職員を位置づけた。

【主な業務内容】

- ア 認知症等に関する事業・制度を熟知し、地域住民や関係者に対して認知症に関する理解を深める啓発を中心とした取り組みを行うこと。
- イ 認知症に関する社会資源等の情報収集及び提供を行うこと。
- ウ 地域住民主体で行う認知症サロン等の運営にかかる支援を行うこと。
- エ 認知症等高齢者の見守りを視野に入れた地域ネットワークの構築に努めること。
- オ 専門職・地域住民に対して認知症対応力の向上を目指した啓発を行うこと。

【表 1 8】 認知症サロン・カフェ設置累計

	認知症サロン・カフェ数
平成 29 年度	237
平成 30 年度	269
令和元年 12 月末	273

(6) 指定介護予防支援業務

① 介護予防支援サービス計画書等作成件数について

【表 1 9】 介護予防支援サービス計画書等作成件数実績

	地域包括支援センター (自前) プラン	居宅介護支援事業所 (外注) プラン	計
平成 29 年度	49,062	32,346	81,408 (1ヶ月 6,784)
平成 30 年度	49,498	35,834	85,332 (1ヶ月 7,111)
令和元年 12 月末	37,542	30,872	68,414 (1ヶ月 7,601)

(7) 地域関係機関との連携等

① 活動内容について

地域包括支援センターが機能を十分に果たすためには、地域包括支援ネットワークの構築が不可欠であるため、地域包括支援ネットワークの構築を各職員に共通する目標として位置付け、次のように活動を義務付けている。

(ア) 定期的に情報交換を行うべき関係機関(期間は定めていないが、年1回は必要)

- ・ 行政機関 (各保健センター、福祉事務所、警察、消防署 等)
- ・ 民生委員等 (民生・児童委員、保護司 等)
- ・ 医療機関 (病院、診療所、歯科診療所 等)
- ・ 介護サービス等を提供する事業所 (居宅介護支援事業所、介護保険施設 等)
- ・ 職能団体等 (医師会、歯科医師会、看護協会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、介護支援専門員協会 等)
- ・ 地域住民の団体 (老人クラブ、自治会、NPO団体 等)
- ・ その他の団体 (社会福祉協議会、消費者協会 等)

(イ) 特に重要な関係機関 (3～6ヶ月に1回は必ず訪問等行い、情報交換を行う。)

- ・ 校区代表の民生児童委員
- ・ 介護保険施設及び地域密着型特別養護老人ホーム
- ・ 地域密着型サービス事業所 (運営推進会議へ出席すること)

(ウ) キャラバンメイトの資格を取得し、地域包括支援センターが可能な限り地域で開催される「認知症サポーター養成講座」の講師役を担うこと等により、認知症の高齢者やその家族の支援を図る取り組みを行うこと。

(エ) あんしんサポーター養成研修及び地域包括支援センターに活動拠点登録されているあんしんサポーターの活動に協力・支援すること。

② 活動について

【表 20-1】関係機関との連携

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1	行政機関	419	503	423
2	医療機関	712	650	449
3	居宅サービス事業所	695	692	439
4	介護保険施設等	145	205	150
5	その他関係機関（職能・専門機関等）	420	270	264
6	その他関係機関（以外）	737	500	388
7	民生委員	549	481	332
8	地域住民団体	1,078	694	403
	計	4,755	3,995	2,848

【表 20-2】関係機関との個別対応件数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1	行政機関	2,805	2,777	2,092
2	医療機関	1,835	2,106	1,089
3	介護保険関係等	5,855	6,092	4,054
4	その他関係機関	978	830	563
5	民生委員	688	675	407
6	地域住民団体	391	285	202
	計	12,552	12,765	8,407

【表 20-3】包括的・継続的ケアマネジメント支援

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1	ケアプラン指導研修等	135	115	99
2	その他（ケースへの同行訪問）	197	260	134
3	地域ケア会議等※	198	123	77
4	その他（ケアマネとの事例検討他）	101	92	88
	計	631	590	398

※包括的・継続的ケアマネジメント支援の「地域ケア会議」はケアマネジャー支援を目的のひとつとしたケース検討会議

【表 20-4】地域活動（開催支援・依頼による活動）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1	認知症サポーター養成講座	82	96	79
2	あんしんサポーター養成研修など	17	16	16
3	運営推進会議（地域密着型サービス事業所）	350	374	267
4	地域住民団体が主催する会議	135	128	102
5	地域住民団体が主催する教室・活動	3,861	952	300
6	ふれあい食事会・ふれあいサロン	614	561	345
7	公民館等活動（講座）	99	92	85
8	いきいき百歳体操 継続支援		2971	2,484
9	いきいき百歳体操 交流会		45	22
10	認知症サロン運営支援		1785	1,494
11	認知症サロン交流会		3	12
12	生活支援体制検討会議		164	104
13	その他	129	96	52
	計	5,287	7,283	5,362

【表 20-5】地域活動（包括主催の活動）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1	講演会・教室開催	1,138	526	312
2	相談会開催	70	101	81
3	介護者のつどい開催	85	62	47
4	あんしんサポーター交流会		18	5
5	その他（地域調整会議等）	161	215	336
	計	1,454	922	781

(7) 準基幹地域包括支援センターについて

① 準基幹地域包括支援センター（以下「準基幹センター」という。）の役割について

地域包括ケアシステムの構築のためには、地域の関係機関とのネットワークの強化を推進する必要がある。準基幹センターは、個々の地域包括支援センターの担当区域を越える広い視野で関係機関との連携強化の推進役になるとともに、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の中心となって各事業に参画する。

② 準基幹センターの管轄圏域について

中央、南、西の各保健センターと、中央保健センター北分室に設置する4か所を準基幹センターと位置づけている。4か所の準基幹センターは、それぞれ管轄圏域を持ち、圏域内のセンター間の連絡・調整を行う。

【表 2 2】 準基幹地域包括支援センターの管轄圏域について

準基幹センター名	管轄小学校区	地域包括支援センター名
城乾・東光地域包括支援センター (中央保健センター内)	城西、白鷺、船場	白鷺・琴陵地域包括支援センター
	野里、城乾、東、城東	城乾・東光地域包括支援センター
	高岡、高岡西	高岡地域包括支援センター
	安室、安室東	安室地域包括支援センター
	曾左、峰相、林田、伊勢	書写・林田地域包括支援センター
	白鳥、青山、太市	大白書地域包括支援センター
	谷内、谷外、花田	花田・城山地域包括支援センター
	御国野、四郷、別所	四郷・東地域包括支援センター
飾磨地域包括支援センター (南保健センター内)	城陽、手柄、荒川	山陽地域包括支援センター
	八木、糸引、白浜	灘地域包括支援センター
	的形、大塩	大的地域包括支援センター
	津田、英賀保	飾磨西地域包括支援センター
	妻鹿、高浜、飾磨	飾磨地域包括支援センター
	家島、坊勢	家島地域包括支援センター
広畑地域包括支援センター (西保健センター内)	八幡、広畑、広畑二	広畑地域包括支援センター
	大津、南大津、大津茂	大津地域包括支援センター
	勝原、旭陽、余部	朝日地域包括支援センター
	網干、網干西	網干地域包括支援センター
北地域包括支援センター (中央保健センター北分室内)	水上、増位、広峰、城北	増位・広嶺地域包括支援センター
	砥堀、船津、山田、豊富	北地域包括支援センター
	香呂、中寺、香呂南	香寺地域包括支援センター
	置塩、古知、前之庄、勘野 上菅、菅生	夢前地域包括支援センター
	安富南、安富北	安富地域包括支援センター

【表 2 3】 地域連携担当職員業務実績

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 12 月末
1 関係機関との ネットワークの強化に 関すること	ケアマネジメント力向上会議に関すること	249	193	150
	管轄圏域内の研修会・交流会・連絡会等情報交換	552	99	102
2 地域支えあい 会議に関する こと	保健センター・地域包括支援センターとの 連絡会等情報交換等	61	28	2
	その他の連絡会等情報交換	40	7	2
3 認知症の人の 支援に関する こと	保健センター・地域包括支援センターとの 連絡会等情報交換	71	30	13
	その他の連絡会等情報交換	38	24	10
4 生活支援体制検 討会議に関する こと	保健センター・地域包括支援センターとの 連絡会等情報交換	-	170	80
	地域関係者との連絡等情報交換	-	255	137
4 管轄内地域包括支援センター連絡会に関すること		29	21	7
5 職員の質の向上に関すること		20	30	19

4 姫路市地域包括支援センターの实地指導結果について

(1) 実施地域包括支援センターについて

令和元年度は、平成30年度に实地指導を行っていない地域包括支援センター13か所において実施した。

【表21】地域包括支援センターの实地指導日程

	実施日	名 称
1	令和元年7月29日	四郷・東地域包括支援センター
2	令和元年8月14日	花田・城山地域包括支援センター
3	令和元年8月27日	香寺地域包括支援センター
4	令和元年9月12日	安富地域包括支援センター
5	令和元年9月17日	安室地域包括支援センター
6	令和元年9月24日	白鷺・琴陵地域包括支援センター
7	令和元年10月21日	灘地域包括支援センター
8	令和元年10月28日	書写・林田地域包括支援センター
9	令和元年11月11日	大津地域包括支援センター
10	令和元年11月25日	飾磨西地域包括支援センター
11	令和元年12月16日	高岡地域包括支援センター
12	令和元年12月24日	大的地域包括支援センター
13	令和2年1月27日	山陽地域包括支援センター

(2) 実地指導時の主な指導事項について**①【人員・運営管理等】**

- ・運営規定を相談室に掲示していたため、来所者が見える場所に掲示を移すこと。

②【指定介護予防支援等】

- ・契約書に、契約締結日の記載がない。契約日を記載すること。
- ・重要事項説明書に説明日の記載がない。説明日欄を設けるまたは説明日を記載した契約書類と綴じて一括保存すること。
- ・サービス担当者会議の記録が整備されていない。記録として整備しておくこと。
- ・モニタリングを実施したかの記録類がない。実施をしたことが分かる記録類を取っておくこと。
- ・医療系サービスを位置付けた際、主治医へ計画交付をしていない。主治医へ計画書を交付すること。
- ・緊急時訪問看護加算を算定しているがケアプランに記載がない。ケアプランに記載し、利用者へ説明し同意を得ること。
- ・運動器機能向上加算を算定しているが、ケアプランに記載がない。ケアプランに記載し、利用者へ説明し同意を得ること。
- ・車いすの例外給付において、必要性の判断をした根拠が不明確なケースがあった。根拠を記録で確認すること。
- ・家族と同居の利用者に訪問介護を位置付けた理由が未記載である。
- ・選択可能な加算サービスがケアプラン上に表記されていない。加筆して利用者に説明、同意を得ること。
- ・居宅サービス計画に同意を得た後に加筆の場合は利用者への説明・同意を得たことが分かるよう日付を記載しておくこと。
- ・居宅サービス計画書に記載の計画期間について、終了日が開始日より以前の日付になっている。適切な日付を記載のこと。
- ・個人情報使用同意書に日付の記載がない。同意書に日付欄を設ける、または契約書類と一括保存する等で説明・同意日が明らかとなるようにしておくこと。

地域密着型サービス事業所の運営状況について

1 地域密着型サービスの種類について

地域密着型サービスとは、認知症や中重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように創設されたサービス体系です。市が事業者の指定や指導監督を行い、原則、姫路市民のみ利用可能となります。

姫路市が指定している地域密着型サービスの種類は次のとおりです。

種類	特徴	事業所数	
		H31.3 末	R1.9 末
地域密着型通所介護 (要介護 1～5 の人)	定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。	107	109
認知症対応型通所介護 (要支援 1・2、要介護 1～5 の人)	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	2	2
小規模多機能型居宅介護 (要支援 1・2、要介護 1～5 の人)	小規模な拠点において、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスが提供されます。	23	20
看護小規模多機能型居宅介護 (要介護 1～5 の人)	小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせることにより、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを受けられます。	2	5
認知症対応型共同生活介護 (要支援 2、要介護 1～5 の人)	グループホームで共同生活する認知症高齢者が、その症状に応じた日常生活上の世話を受けられます。	34	34
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (原則、要介護 3～5 の人)	定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。	15	15
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護 1～5 の人)	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時の対応などを受けられます。	6	7

2 地域密着型サービスの質の確保について

介護保険サービスの質を確保しその改善を図るため、事業者は①専門家による第三者評価、②インターネットでの介護サービス情報の公表するほか、③市による指導監査が行われています。地域密着型サービス事業者の場合、これに加え、④自ら設置する運営推進会議を開催します。

(1) 第三者評価について

市では、「地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施取扱要領」を制定し、本市における指定地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）の実施等について規定するとともに外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和※についても、要件等を定めています。

① 認知症対応型共同生活介護事業所

自らその提供するサービスの質を評価するとともに、少なくとも年に1回は外部評価機関の実施する第三者評価を受け、その結果を公表することが義務付けられています。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所

自ら提供するサービスの自己評価を行い、地域の代表や利用者の家族等で構成する運営推進会議等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については介護・医療連携推進会議）において、第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上実施する。

③ 姫路市の取組

市では、事業者がサービスの質を確保し、その改善を図るとともに、利用者が事業所等を選択する際の参考にできることを目的に、第三者評価等の内容を公表しています。

第三者評価（自己評価）公開件数等〔平成30年度〕

種類	対象事業所数	ホームページ公開件数	ホームページ未公開	
			受審頻度緩和期間中	未受審
認知症対応型共同生活介護事業所	32	27	4	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5	5		0
小規模多機能型居宅介護事業所	23	21		2
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1	1		0

※受審頻度緩和…認知症対応型共同生活介護は、年に1回以上、第三者評価を実施することとしていますが、過去に5年間継続して第三者評価を実施している等一定の要件を満たす場合、第三者評価の実施回数を2年に1回実施することで足りるとしています。

(2) 運営推進会議

地域密着型サービス事業者が、利用者、地域住民の方々、行政職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにしています。会議の報告書は、事業所内での設置やホームページへの掲載等による公表が必要です。

① 2か月に1回以上開催（年6回以上）

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

② 6か月に1回以上開催（年2回以上）

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

3 地域密着型（介護予防）サービス別受給者数の推移（単位：人）

- ・受給者は全体的に増加しています。
- ・小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護へ移行した事業所がいるため、減少しています。
- ・看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護は、施設整備が進んだため、受給者数が増加しています。

種類	平成 30 年 9 月	平成 31 年 3 月	令和元年 9 月
地域密着型通所介護	1,985	1,989	2,060
認知症対応型通所介護	30	26	33
小規模多機能型居宅介護	558	500	463
看護小規模多機能型居宅介護	-	47	112
認知症対応型共同生活介護	556	602	602
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	361	363	352
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	84	132	156
計	3,612	3,728	3,810
(参考) 認定者数 (総数)	30,968	31,820	32,327

厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報より

※上記数値は、国民健康保険団体連合会が保有する受給者台帳を基に算出し、国へ報告したもの（暫定）であり、報告後の異動は含まないため、事業年報の認定者数と数値が異なります

4 新たに選考された事業者

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所

・網干圏域

開設予定日 令和 3 年 4 月 1 日
 施設名称 (仮称) グループホームつくし
 実施主体 株式会社ウェテルナ
 所在地 姫路市網干区和久 1 0 7 番地 5

5 新たに開設した事業所

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

・灘圏域

開設日 令和元年 1 0 月 1 日
 施設名称 定期巡回サービス汐里
 実施主体 社会福祉法人慈恵園福祉会
 所在地 姫路市の形町の形 1 7 6 8 番地 2 5

6 今後開設予定の事業者

(1) 地域密着型介護老人福祉施設

・ 東部圏域

開設予定日	令和2年4月1日
施設名称	第二志深の苑
実施主体	社会福祉法人三光志福社会
所在地	姫路市御国野町深志野1430番地

(2) 認知症対応型共同生活介護事業所

・ 中部第二圏域

開設予定日	令和2年3月1日
施設名称	愛の家グループホーム姫路下手野
実施主体	メディカル・ケア・サービス関西株式会社
所在地	姫路市下手野四丁目621番地3

(3) 小規模多機能型居宅介護事業所

・ 中部第二圏域

開設予定日	令和2年8月1日
施設名称	(仮称) 小規模多機能ホームサンライフ岡田
実施主体	社会福祉法人ささゆり会
所在地	姫路市岡田51番地

姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）の
策定に向けた将来推計について

1 趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度を期間とする姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）（以下「第8期計画」といいます。）の策定に向け、現在、高齢者や介護保険サービス事業者等に対し、アンケート調査を実施しています。

ここでは、2025年度における要介護者数や必要となる介護職員数等について、次のとおり現時点での推計値を報告します。

2 2025年度における将来推計について

(1) 日常生活圏域単位の65歳以上人口

- ・2025年度に向け、65歳以上人口は増加する一方、人口全体は減少する見込みです。
- ・どの日常生活圏域でも高齢化率は上昇しており、特に、西部や家島、夢前、香寺、安富地域では高齢化がさらに進展する見込みです。

日常生活圏域	小学校区	2019年度			2025年度		
		人口	65歳以上人口	高齢化率	人口	65歳以上人口	高齢化率
北部	城北、広峰、水上、砥堀、増位、豊富、山田、船津	56,476人	15,834人	28.0%	54,499人	16,251人	29.8%
中部第一	白鷺、野里、城東、東、船場、城西、城乾	50,486人	14,934人	29.6%	47,938人	14,690人	30.6%
中部第二	城陽、手柄、荒川、高岡、高岡西、安室、安室東	88,222人	20,501人	23.2%	89,511人	22,150人	24.7%
東部	花田、四郷、御国野、別所、谷外、谷内	42,198人	10,660人	25.3%	40,821人	11,004人	27.0%
灘	白浜、八木、糸引、的形、大塩	42,234人	10,668人	25.3%	41,526人	10,807人	26.0%
飾磨	飾磨、津田、英賀保、高浜、妻鹿	64,266人	14,321人	22.3%	64,106人	14,393人	22.5%
広畑	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津	53,925人	13,180人	24.4%	51,175人	13,135人	25.7%
網干	大津茂、網干、網干西、旭陽、勝原、余部	52,480人	13,481人	25.7%	51,115人	13,580人	26.6%
西部	曾左、白鳥、太市、林田、伊勢、峰相、青山	39,916人	12,843人	32.2%	38,163人	12,971人	34.0%
家島	家島、坊勢	4,876人	1,909人	39.2%	3,994人	1,704人	42.7%
夢前	置塩、古知、前之庄、筋野、上菅、菅生	17,634人	6,147人	34.9%	16,616人	6,389人	38.5%
香寺	香呂、香呂南、中寺	18,573人	6,079人	32.7%	17,690人	6,056人	34.2%
安富	安富南、安富北	4,960人	1,571人	31.7%	4,479人	1,622人	36.2%
計		536,246人	142,128人	26.5%	521,633人	144,752人	27.7%

(2) 要介護者数・要支援者数

・計画策定時の推計と比較し、想定以上に事業対象者数が伸びていません。これは、申請の結果、事業対象者でなく、要支援者として認定されている可能性が高いためと考えられます。

	2018 年度	2019 年度	2025 年度
合計	30,968 人	32,327 人	33,185 人
事業対象者	331 人	264 人	3,694 人
要支援 1・2	11,873 人	12,832 人	8,809 人
要介護 1・2	10,151 人	10,428 人	11,047 人
要介護 3～5	8,944 人	9,067 人	9,635 人

出典：姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）（以下「第7期計画」といいます。）

(3) 認知症高齢者数

・認知症高齢者数は年々増加しており、要介護・要支援認定者に占める認知症高齢者（認知症自立度Ⅱ以上）は、2019年9月末時点で13,575人です。なお、高齢者全体に占める認知症高齢者数の推計値は下記のとおりです。

	2025 年度
各年齢層の認知症有病率が 2012 年度以降一定と仮定した場合の認知症高齢者数	26,779 人 (21,423～33,438)
各年齢層の認知症有病率が 2012 年度以降上昇すると仮定した場合の認知症高齢者数	28,950 人 (22,581～37,057)

※2025年の市内全域の高齢者人口を基に、「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」報告書の表3及び表4「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載された認知症患者推定有病率を乗じることにより推計。

※括弧内の値は95%信頼区間を示す。

(4) 一人暮らし高齢者数

・一人暮らし高齢者数は今後も増加が見込まれます。

	2015 年度	2025 年度
65 歳以上単身世帯	24,046 人	28,950 人
75 歳以上単身世帯	(未集計)	18,897 人

※2015年10月1日現在の一人暮らし高齢者数を基に、国立社会保障・人口問題研究所が「日本の世帯数の将来推計（都道府県別）」（2019年推計）において公表しているに兵庫県における年齢階級別の単身世帯割合の増加率（2015年→2025年）を乗じて推計。

(5) 必要となる介護人材の数

・現状のまま需要が推移した場合、2025年度には介護職員が約2,000人不足すると考えられます。

	2016 年度	2025 年度	
		需要見込み	供給見込み
介護職員数	8,047 人	10,611 人	8,619 人

※厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数（都道府県別）」を令和元年9月末時点の人口で按分

姫路市地域包括支援センター運営方針

○ 運営方針策定の趣旨

この「姫路市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）及び準基幹地域包括支援センター（以下「準基幹センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、センターの業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

○ 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康の保持増進及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第 115 条の 46）

センターの設置責任主体は、姫路市（以下「市」という。）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築等重点的な取り組みは、市とセンターが共通認識のもと協働して適正な運営に努める。

市が設置する地域ケア推進協議会（地域包括支援センター運営協議会）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

○ 運営上の基本的考え方や理念

(1) 公益性

センターは、市の委託を受けた「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国県市の公費によって賄われている事を十分に理解し、適切な事業運営を行う。特に不当に特定の事業所等に偏らない事業運営を行う。

(2) 地域性

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域の住民や関係団体、事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性

センターの職員は職種に関係なく相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。管理者は、業務全体を把握し、適切に業務全体をマネジメントする。

地域の保健・医療・福祉・介護の専門職種、保健センターや警察等の公共機関、自治会や民生委員・児童委員等地域関係者及び各種ボランティアと連携を図りながら活動する。

○ 地域包括ケアシステムの構築方針

市は、医療・介護・予防・住まい・生活支援の地域包括ケアシステムの 5 つの要素が自助・互助・共助・公助によってつながり合うために、地域資源の把握及び地域課題の抽出を行うとともに、それをもとにして多様な主体との話し合いを行い、施策化を図る。併せて、基幹型地域包括支援センターを運営し、センターに対する支援体制を強化する。

センターは、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、適切に包括的支援事業を実施するとともに、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取り組みを遂行するものとする。生活支援体制整備事業を中心とした地域の支えあい体制の構築に関しては、担当の準基幹センターと協働して地域課題を把握、分析し、支援策を地域関係者とともに協議する。

準基幹センターは、センターの役割に加え、「生活支援コーディネーター」として、「地域マネジメント会議」や「生活支援体制検討会議」を活かし、センターと協働して、多職種協働による概ね 10 万人規模（圏域内のセンター）の地域課題の把握と整理を行う。また、圏域内センター間の連絡調整・連携強化を図る。

○ 業務推進の方針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

市の示す運営方針をもとに担当区域の地域特性や地域課題に応じた事業計画を作成し、進捗の管理や定期的な自己評価を行う。

(2) 職員の姿勢

センター業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれたところで自分らしい生活を継続するための支援であることを念頭におき、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。また、実践力を向上するために、行政やセンター世話人会が開催する研修へ参加するとともに、自己研鑽に努めていく。

(3) 地域との連携

地域支えあい会議やケアマネジメント力向上会議等の場を積極的に活用し、関係者との連携推進に積極的に取り組むものとする。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取扱いは、姫路市個人情報保護条例及び業務委託契約書に定める事項を遵守し、個人情報の収集・利用・提供は本人同意を原則として厳重に管理し、守秘義務を厳守する。また、センター職員はセンターが行う地域支え合い会議をはじめとする会議や活動において、公務員若しくは法令等により守秘義務が課せられている者以外のものが参加する場合は、個人情報保護を厳守するよう努める。

(5) 広報活動

センターの業務への理解と協力を得るために、広報紙の作成やパンフレットを活用し、関係機関への配布並びに啓発を行う等、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(6) 苦情対応

センターに対する苦情について適切に対応し、必要時は市へ報告する。

2 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の実施方針

自立支援の視点に立ったケアプランの提案等、介護予防の理念を踏まえたケアマネジメントを行う。

3 介護予防活動支援業務の実施方針

センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続するために、自分ではできない限り自分が行うことを基本としつつ、高齢者自身ができることを高齢者とともに見だし、主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。高齢者の生活機能の悪化した場合に早期に発見する仕組みを整え、早期に対応する。また、いきいき百歳体操の活動等を活用した地域の集いの場やそこへの参加の必要性を啓発し、立ち上げの支援を行うとともに地域の互助的な活動に発展するように継続した支援を行う。

高齢者が参加・活動できる地域の集いの場を把握、整理し認知症総合支援業務と連携して見える化を行う。

4 総合相談支援業務の実施方針

支援が必要な高齢者に対して、センターは、様々な手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行うことで高齢者やその家族にある隠れた問題やニーズを把握し、早期にセンターがチームとして支援方針を検討し相談に対応する。

地域における高齢者の総合相談の中核機関としての役割を果たすため、日常より関係機関とネットワークを構築し連携して、様々な相談内容に総合的に相談できるような体制を整えておく。

5 権利擁護業務の実施方針

センターは、高齢者がその人らしい生活を送れるように、高齢者が自らの権利を理解し、行使できるよう専門性に基づいた支援をする。認知症等により判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為等の支援のため姫路市成年後見支援センター等の関係機関と協力して早期に対応する。

高齢者に対する虐待が疑われる場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び、「姫路市高齢者虐待等対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況把握と事実確認を行い、生命の安全を図るとともに、市と連携し適切な対応をする。

消費者被害情報に関しては、関係機関と協力して被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介する。

6 包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施方針

センターは、医療機関から在宅へ等、高齢者の環境が変わっても高齢者が包括的・継続的なケアを受けることができるよう、関係機関と多職種ネットワークを構築し、地域

の介護支援専門員がそのネットワークを活用できるよう支援する。

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うこと、及び介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、事例検討会や研修会、制度や施策、地域のインフォーマルサービスや社会資源に関する情報提供を行う。また、研修会等では、高齢者の自立に向けたケアマネジメントが行えるように支援する。

7 地域ケア会議の運営方針

センターは、地域支えあい会議を通じて、介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等関係者と情報共有し、協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、高齢者を支えるネットワークを構築する。また、準基幹センターとともに地域支えあい会議で検討した事例から地域課題を抽出し取りまとめる。

準基幹センターは、地域支えあい会議で抽出された地域課題を整理し、地域マネジメント会議を市と協働して運営し、課題解決のための方向性を決定する。

8 認知症総合支援業務の実施方針

センターは、認知症の人に対する地域内での理解を深めるための啓発を行うとともに、認知症になっても暮らすことができる地域づくりを目指し、認知症の人を排除しない居場所づくりや見守り体制を整える。地域の人との協議の中で把握した活動等については、介護予防活動支援業務と連携して整理し見える化を行う。また、認知症の人にやさしい集いの場の情報を介護支援専門員への情報提供等を通じて、認知症の人やその家族に伝えることにより、介護者の負担軽減を図る。

認知症初期の人が早期に適切な支援を受けることができるよう、認知症初期集中支援事業を活用するとともに、センターにおいても認知症初期対応力の向上に努める。

9 地域支えあい体制の構築方針

センターと準基幹センターは、協働して地域マネジメント会議より方向づけられた地域の支えあい体制に関する地域課題や地域の現状を地域住民と共有する。併せて、地域住民が望む暮らしを地域住民自らで実現することを目指し、地域住民と協議しながら既存のつながりの再構築や支えあい体制の強化とともに新たな仕組みの実現に向けた取り組みを行う。地域住民との協議は地域の実情にあった形態とするため、センターと準基幹センターが協働で行うとともに、原則的に事務の取りまとめは準基幹センターが行う。地域の実情にあった支えあいの仕組みづくりは、センターが核となって地域住民とともに行う。

10 在宅医療と介護の連携の実施方針

センターは、姫路市在宅医療・介護連携支援センターやその他の医療関係機関が開く事例検討会や研修会・交流会等に積極的に参加し、医療関係機関とのネットワークの強化に努め、高齢者が療養しながら地域での生活を継続できる体制を構築する。

平成 30 年 4 月 1 日作成

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について

1 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正

地域包括支援センターには原則として保健師を配置する必要がありますが、保健師の確保が困難である等の事情がある場合に配置が認められる「保健師に準ずる者」の要件が改正され、新たな要件が追加されました。

【保健師に準ずる者の要件】

改正前	改正後
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。 <u>なお、平成31年度より、上記かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。</u>

2 公衆衛生業務経験にかかる厚生労働省の見解

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義やQ&Aは示されておらず、また、近畿厚生局地域包括ケア推進課は、「公衆衛生業務に関わっているか等の判断は、運営協議会で諮り判断されたい。」という見解を示しています。

3 姫路市における「公衆衛生業務経験を1年以上有する者」の取扱い

厚生労働省から「公衆衛生業務」の定義が示されていないことから、本市としては、これまでの「保健師に準ずる者」の要件を市独自に大きく変更することにより、地域包括支援センターの円滑な運営に支障を来してしまうということがないよう、「公衆衛生業務」を既定の条件である「地域ケア、地域保健等」に読み替えることとします。

読み替えの結果、姫路市における、保健師に準ずる者として配置される看護師の要件を整理すると次のとおりとなります。

改正前	改正後
地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。	<u>高齢者支援を含む</u> 地域ケア、地域保健等に関する経験を <u>1年以上有する</u> 看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について

1 目的

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価について（厚生労働省老健局振興課長通知）」により、地域包括支援センター（以下「センター」とする）が事業の点検・評価を適切に行い、その質の向上のために必要な改善を図っていくことを目的とします。

2 評価の対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（平成30年度）

3 実施方法

令和元年 5月 地域包括支援センター運営状況調査票（別紙のとおり）を作成

令和元年 6月 兵庫県に提出する

令和元年12月 兵庫県を通じ国から全国集計結果が提供される

4 結果（レーダーチャート）

※レーダーチャートは別紙のとおり

		市町村		地域包括支援センター	
		姫路市	全国平均	姫路市平均	全国平均
1	1 組織運営体制等	89.5%	75.6%	87.6%	81.3%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	81.1%	90.6%	88.7%
3	2-(2) 権利擁護	75.0%	82.8%	92.2%	85.9%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	63.7%	87.0%	78.4%
5	2-(4) 地域ケア会議	92.3%	62.7%	82.1%	80.5%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	66.7%	60.6%	83.5%	75.8%
7	3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	86.1%	90.4%	87.2%

5 課題と今後の取組

姫路市は、市、センターとも国とおおむね同じ傾向にあるが、市とセンターの間の違いやセンター間のばらつきがある。

現在、市とセンター、センター間の連携を深めるための職種別連絡会や職員の資質の向上に向けた研修会を実施している。また、各年度の事業計画やその評価をセンターと市が協議しながら実施している。その中で、各センターの自己評価をうけ、できていないことだけでなくできていることも含め確認し、センターごとの特徴を生かしていけるよう協議していくとともに、各センターの取組や工夫を23センターで共有していくことで、市全体としての向上を目指します。

地域包括支援センターの事業評価について

(1) 姫路市

1 組織・運営体制等

(1) 組織運営体制

Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。
Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。
Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。
Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的開催しているか。
Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。
Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。
Q25	センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。
Q26	センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。
Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。
Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。
Q29	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。
Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。
Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。

(2) 個人情報の保護

Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。
Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。
Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。

(3) 利用者満足の向上

Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。
Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。
Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

Q38	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。
Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。
Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。
Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。
Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。
Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。

(2) 権利擁護業務

Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。
Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。
Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。
Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。
Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。

Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。
Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。
Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。
Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。

(4) 地域ケア会議

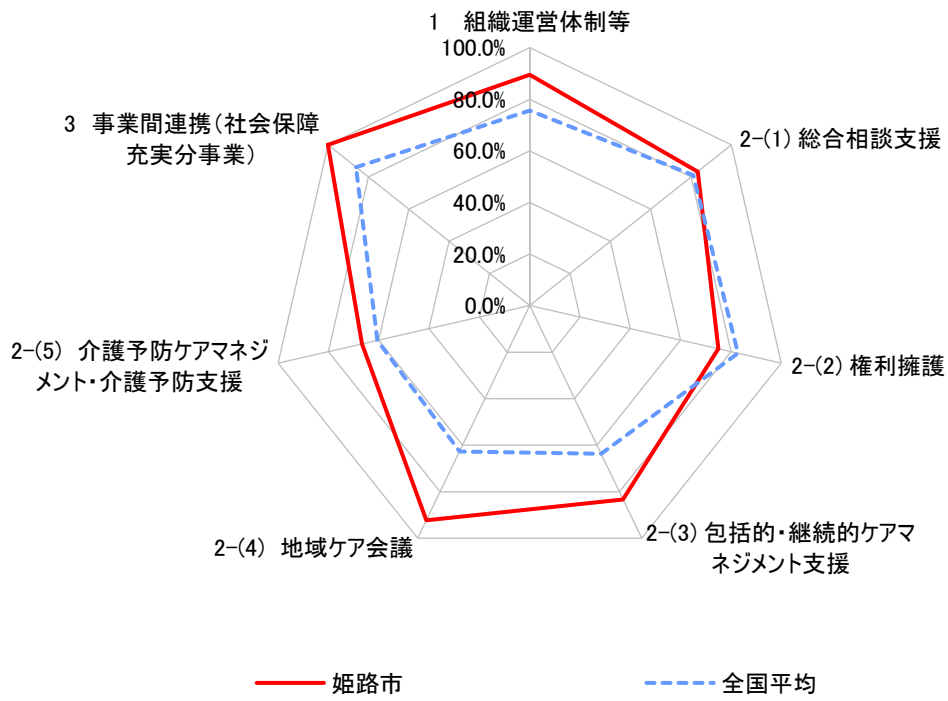
Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。
Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)
Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。
Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。
Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。
Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。
Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。
Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。
Q65	生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。
Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。
Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。
Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。
Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。
Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。
Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。
Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。
Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。
Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。

3 事業間連携(社会保障充実分事業)

Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。
Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。
Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。
Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。
Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。



(2) 地域包括支援センター

1 組織・運営体制等

(1) 組織運営体制

Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。
Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。
Q16	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）について、必要数を配置しているか。
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。
Q19	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
Q20	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。

(2) 個人情報の保護

Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。
Q24	個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。

(3) 利用者満足の向上

Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。
Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。
Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。
Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。

(2) 権利擁護業務

Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。

(4) 地域ケア会議

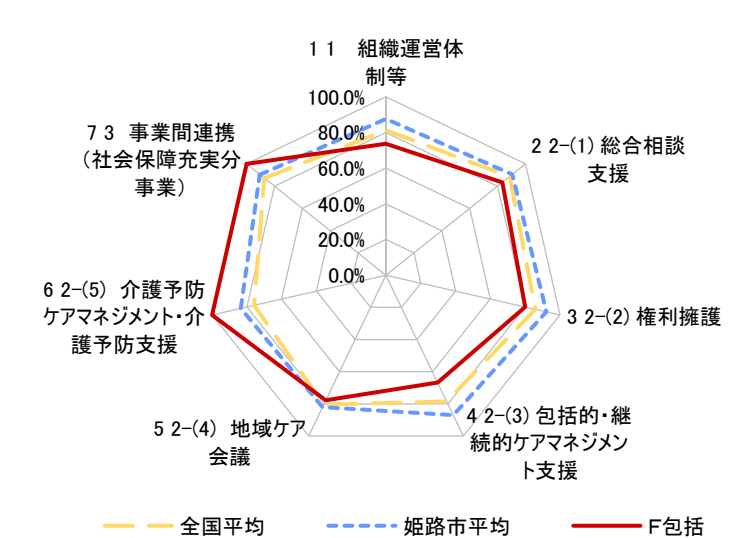
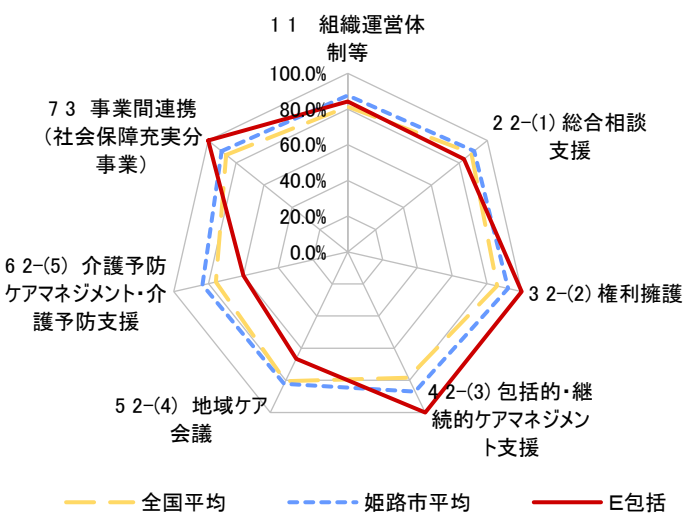
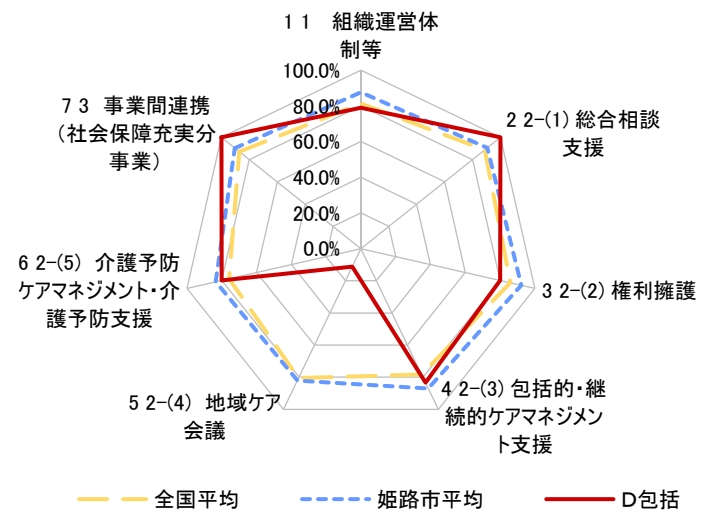
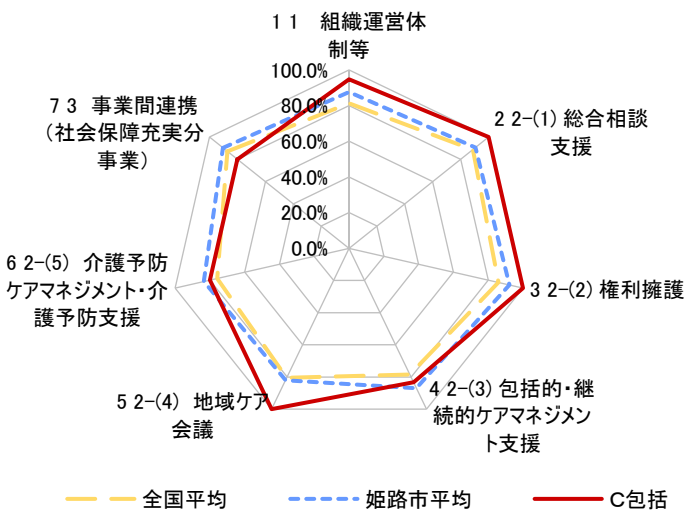
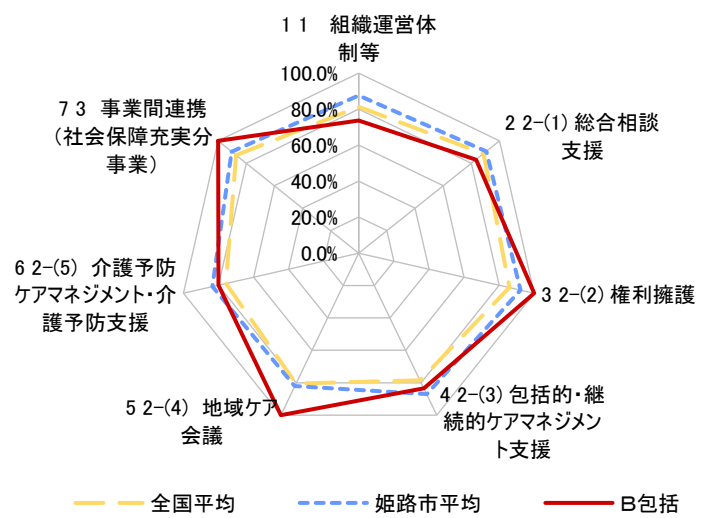
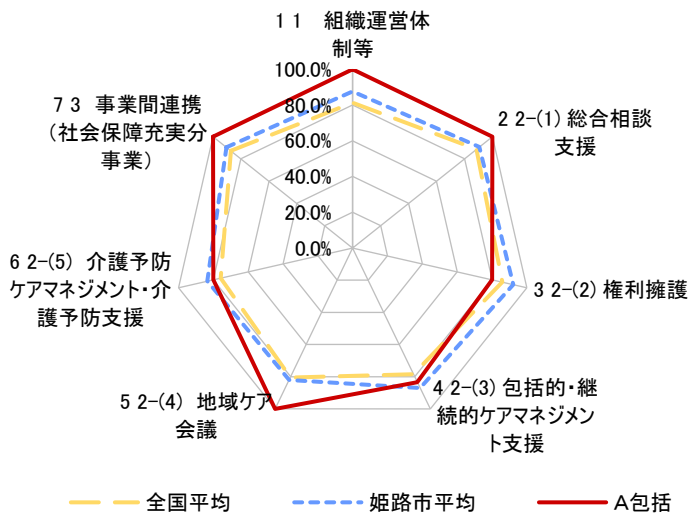
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。
Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。
Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。

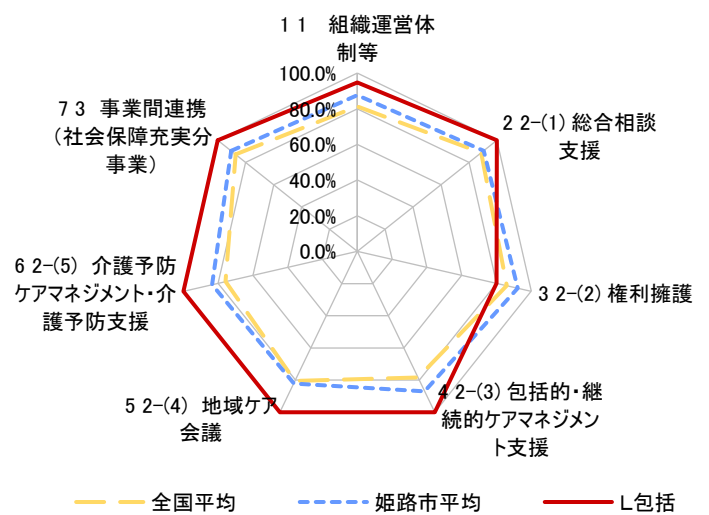
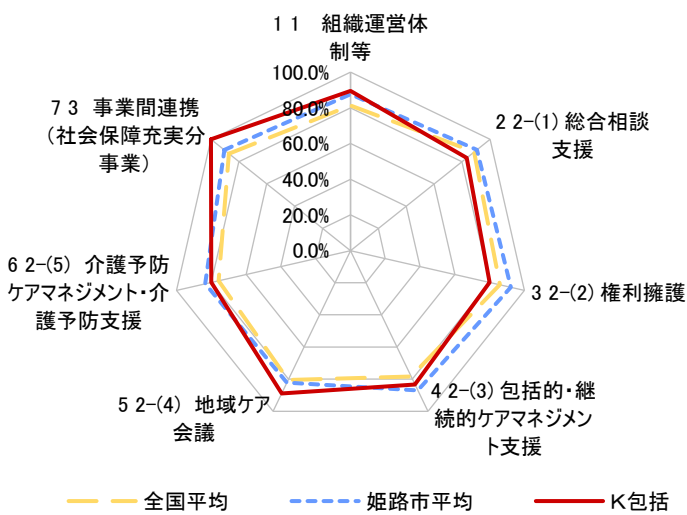
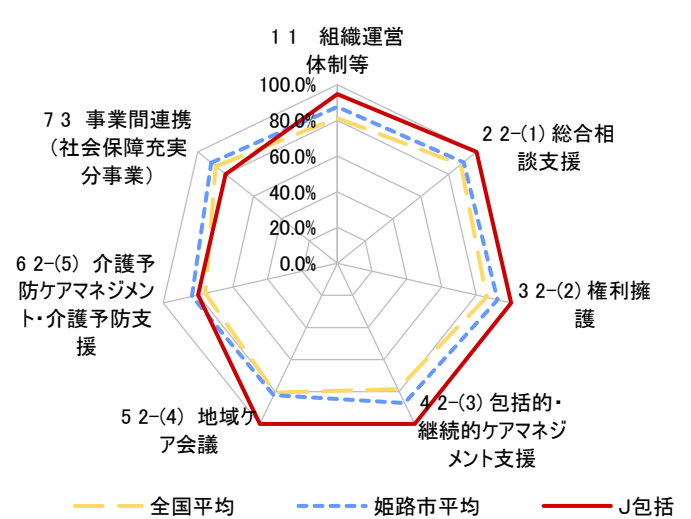
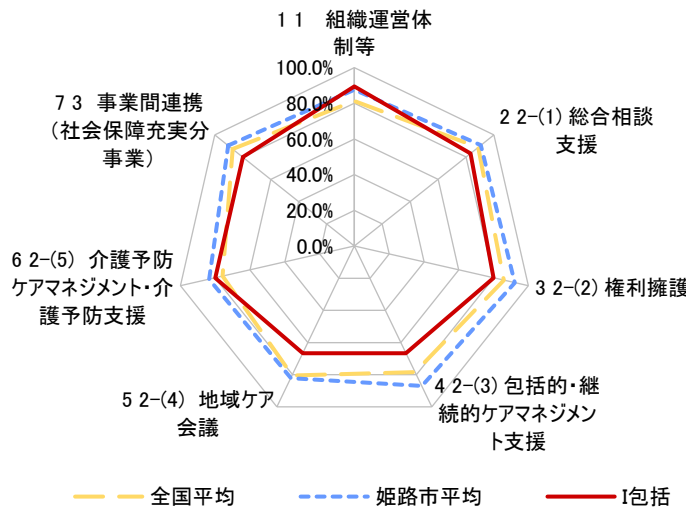
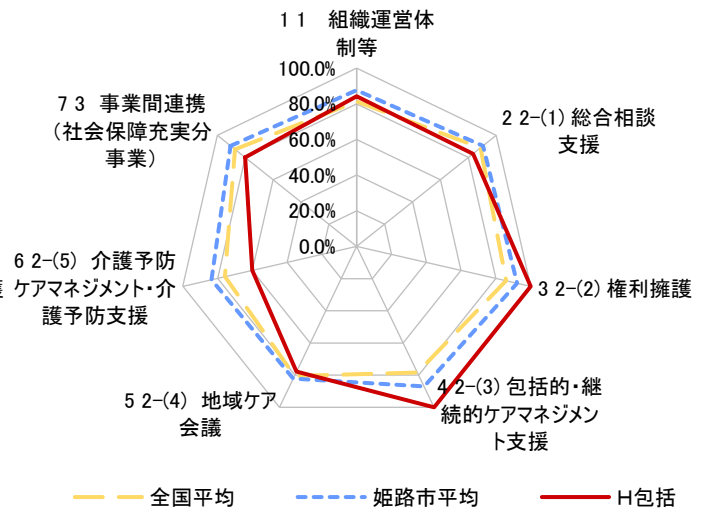
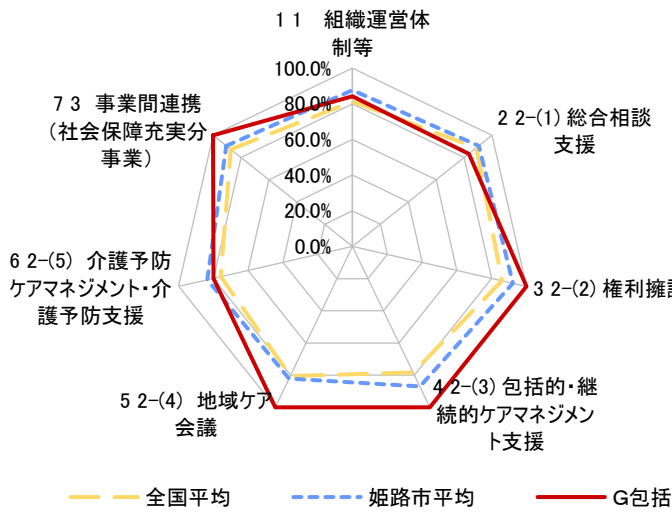
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

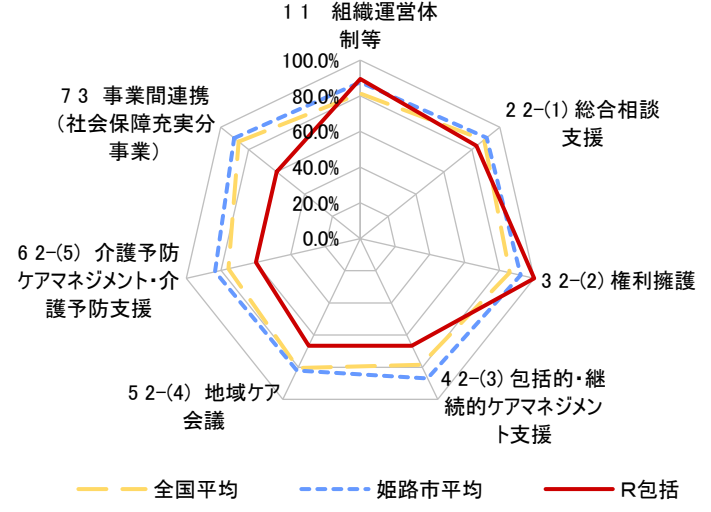
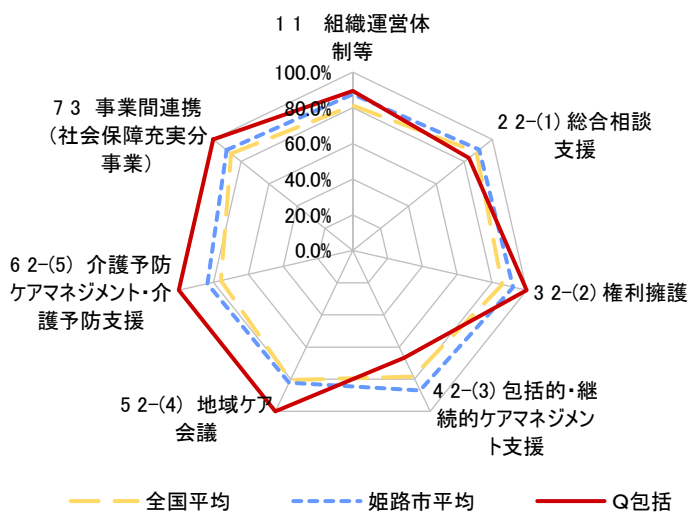
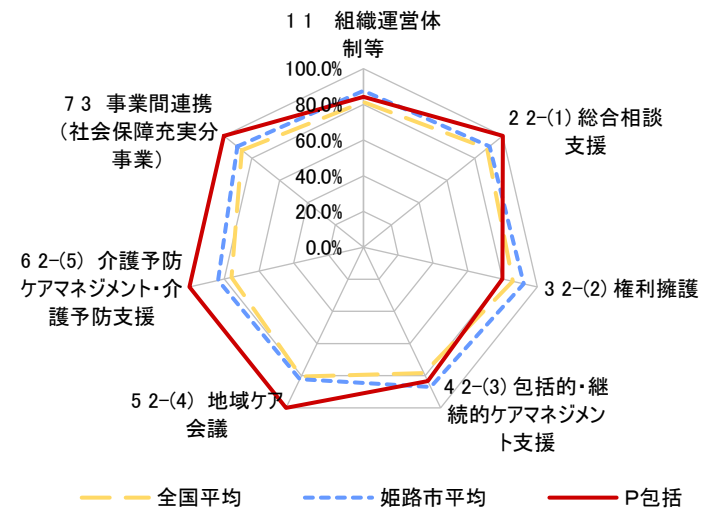
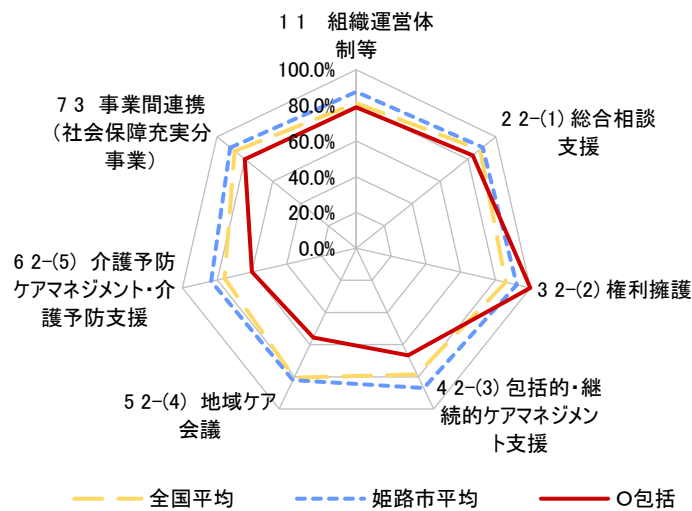
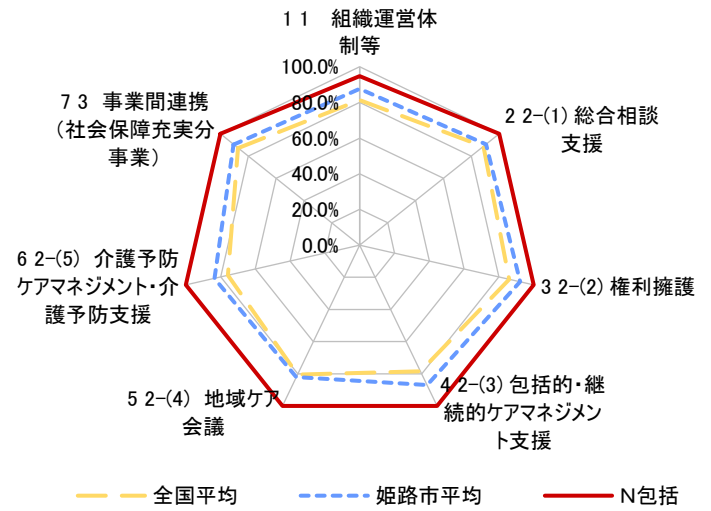
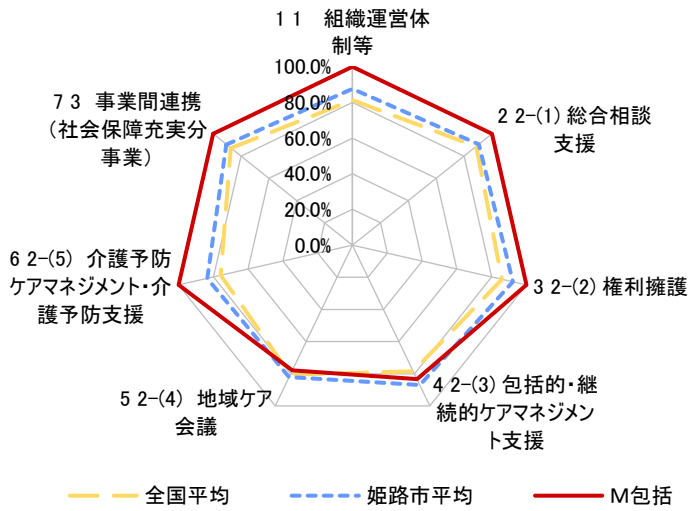
Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。

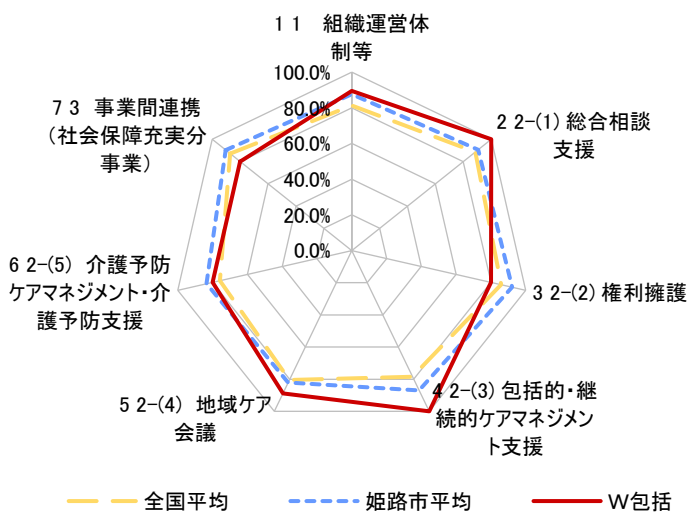
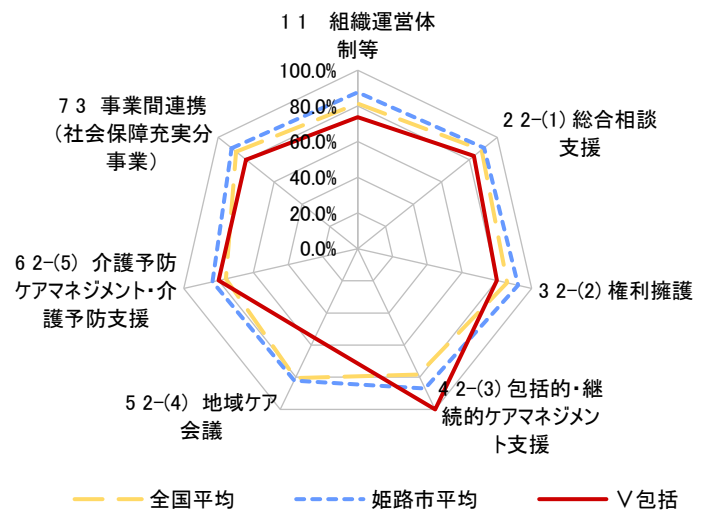
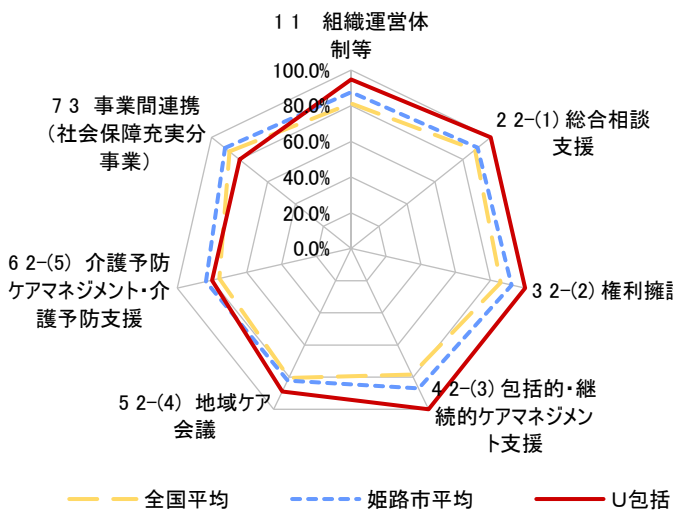
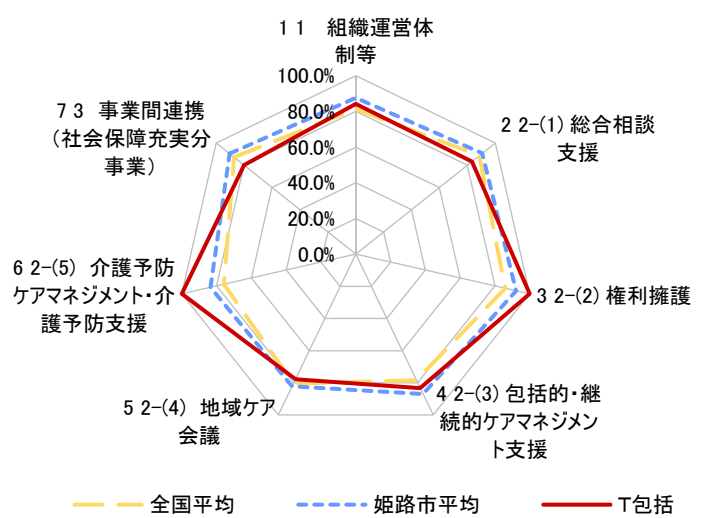
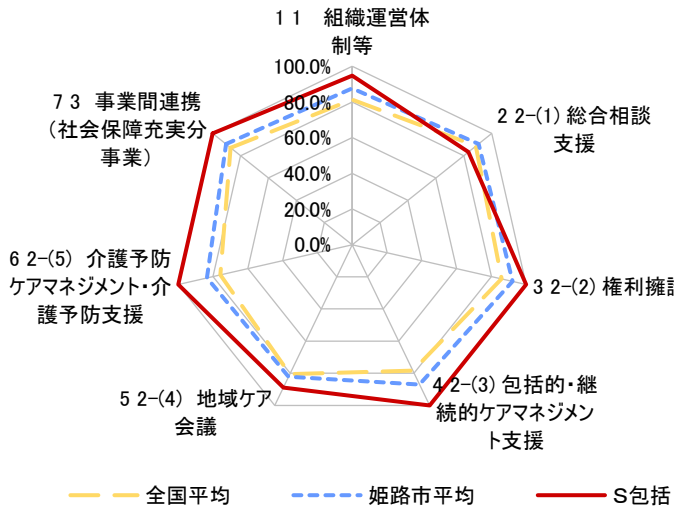
3 事業間連携（社会保障充実分事業）

Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。









姫路市の介護

平成30年度(実績)年報

令和元年(2019年)9月

姫路市健康福祉局

1	人口動態	P. 2
2	第1号被保険者数	P. 3
3	要支援・要介護認定	P. 4
4	介護保険料	P. 6
5	保険給付	P. 10
6	地域支援事業	P. 17
7	地域包括支援センター	P. 21
8	介護人材確保事業	P. 24
9	決算状況	P. 25
10	第7期計画の進捗状況	P. 29
11	資料	P. 31
	(1) 本市の介護保険事業の沿革	
	(2) 介護保険料の変遷	
	(3) 介護保険事業を所管する本市の組織	
	(4) 指定事業所（施設）数	

令和元年(2019年)9月

▶ この実績年報は、介護保険事業実績と姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に基づく、取組内容等の報告を兼ねています。
掲載内容は、適宜見直しています。

1 人口動態

▶ 平成31年3月31日現在の人口

日常生活圏域	小学校・義務教育学校区	人口 [A]	65歳以上人口 [B]	高齢化率 [B/A]
北部	城北、広峰、水上、砥堀、増位、豊富、山田、船津	56,436人	15,758人	27.9%
中部第一	白鷺、野里、城東、東、船場、城西、城乾	50,374人	14,967人	29.7%
中部第二	城陽、手柄、荒川、高岡、高岡西、安室、安室東	87,729人	20,402人	23.3%
東部	花田、四郷、御国野、別所、谷外、谷内	42,110人	10,597人	25.2%
灘	白浜、八木、糸引、的形、大塩	42,135人	10,647人	25.3%
飾磨	飾磨、津田、英賀保、高浜、妻鹿	64,330人	14,243人	22.1%
広畑	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津	54,006人	13,162人	24.4%
網干	大津茂、網干、網干西、旭陽、勝原、余部	52,438人	13,429人	25.6%
西部	曾左、白鳥、太市、林田、伊勢、峰相、青山	40,148人	12,791人	31.9%
家島	家島、坊勢	4,975人	1,917人	38.5%
夢前	置塩、古知、前之庄、筋野、上菅、菅生	17,790人	6,092人	34.2%
香寺	香呂、香呂南、中寺	18,712人	6,063人	32.4%
安富	安富南、安富北	5,009人	1,557人	31.1%
計		536,192人	141,625人	26.4%

※ 人口は、住民基本台帳人口（外国人を含む）

2 第1号被保険者数

▶ 第1号被保険者数（65歳以上の被保険者数）〔各年度末現在〕

- ▶ 第1号被保険者数は増加を続けているものの、その増加率は近年緩やかになっている。
- ▶ 前期高齢者数（65歳以上74歳以下の高齢者数）と後期高齢者数（75歳以上の高齢者数）の構成比は、後期高齢者数の割合が徐々に増加している。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
第1号被保険者数	132,814人	136,002人	138,302人	139,939人	141,477人
前年度増減比		[2.4%]	[1.7%]	[1.2%]	[1.1%]
65歳～74歳	72,542人	73,134人	72,403人	71,748人	70,868人
構成比	(54.6%)	(53.8%)	(52.4%)	(51.3%)	(50.1%)
75歳以上	60,272人	62,868人	65,899人	68,191人	70,609人
構成比	(45.4%)	(46.2%)	(47.6%)	(48.7%)	(49.9%)

3 要支援・要介護認定

(1) 申請件数及び審査件数〔年間〕

- ▶ 申請件数及び審査件数の増減については、全体の6割以上を占める更新申請件数に大きく左右され、平成29年4月から段階的に更新の有効期間を延長したことにより、更新申請件数が減少したことに伴い総数も減少している。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
申請件数	32,560件	32,662件	33,544件	33,309件	30,751件
新規	6,911件	6,739件	6,691件	7,007件	7,189件
前年度増減比		(▲ 2.5%)	(▲ 0.7%)	(4.7%)	(2.6%)
区分変更	4,743件	4,434件	4,621件	4,768件	5,093件
前年度増減比		(▲ 6.5%)	(4.2%)	(3.2%)	(6.8%)
更新	20,906件	21,489件	22,232件	21,534件	18,469件
前年度増減比		(2.8%)	(3.5%)	(▲ 3.1%)	(▲ 14.2%)
審査件数	31,330件	32,226件	32,301件	32,601件	29,798件

(2) 要支援・要介護認定者及び事業対象者数〔各年度末現在〕

- ▶ 認定者数は全体的に増加している。
▶ 特に、要支援1と要介護4の割合が増加傾向にある。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
認定者数	28,164人	29,272人	29,844人	30,206人	31,820人
要支援1	6,031人	6,205人	6,674人	6,558人	7,532人
構成比	(21.4%)	(21.2%)	(22.4%)	(21.7%)	(23.7%)
要支援2	4,529人	4,770人	4,630人	4,780人	4,777人
構成比	(16.1%)	(16.3%)	(15.5%)	(15.8%)	(15.0%)
要介護1	5,965人	6,094人	6,291人	6,249人	6,413人
構成比	(21.2%)	(20.8%)	(21.1%)	(20.7%)	(20.2%)
要介護2	3,507人	3,700人	3,607人	3,791人	3,957人
構成比	(12.5%)	(12.6%)	(12.1%)	(12.6%)	(12.4%)
要介護3	3,309人	3,217人	3,204人	3,195人	3,213人
構成比	(11.7%)	(11.0%)	(10.7%)	(10.6%)	(10.1%)
要介護4	2,498人	2,901人	2,967人	3,238人	3,413人
構成比	(8.9%)	(9.9%)	(9.9%)	(10.7%)	(10.7%)
要介護5	2,325人	2,385人	2,471人	2,395人	2,515人
構成比	(8.2%)	(8.2%)	(8.3%)	(7.9%)	(7.9%)
事業対象者数				350人	294人

※ 事業対象者とは、65歳以上の人で基本チェックリストに該当した人（平成29年4月から開始）

(3) 認定者数に占める第1号被保険者数及び第2号被保険者数の割合〔平成30年度末現在〕

▶ 第1号被保険者で認定を受けている場合、第2号被保険者と比較して、要支援の比率が高い。

	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40歳～64歳)
認定者数	31,176人	644人
構成比	(100.0%)	(100.0%)
要支援1	7,442人	90人
構成比	(23.9%)	(14.0%)
要支援2	4,693人	84人
構成比	(15.1%)	(13.0%)
要介護1	6,254人	159人
構成比	(20.1%)	(24.7%)
要介護2	3,872人	85人
構成比	(12.4%)	(13.2%)
要介護3	3,149人	64人
構成比	(10.1%)	(9.9%)
要介護4	3,336人	77人
構成比	(10.7%)	(12.0%)
要介護5	2,430人	85人
構成比	(7.7%)	(13.2%)

(4) 要支援・要介護認定率〔平成30年度末現在〕

▶ 本市の要支援・要介護認定率（65歳以上の被保険者数に占める認定者数の割合）は、全国平均より高い。特に、要支援1・2の認定率は、高い水準にある。

▶ 姫路市

認定率	22.0%	認定者数31,176人 / 被保険者数141,477人
要支援1・2	8.6%	認定者数12,135人 / 被保険者数141,477人
要介護1～5	13.4%	認定者数19,041人 / 被保険者数141,477人



▶ 全国平均〔厚生労働省介護保険事業状況報告（暫定）平成31年3月分から算定〕

認定率	18.3%	認定者数6,452,585人 / 被保険者数35,251,985人
要支援1・2	5.2%	認定者数1,820,500人 / 被保険者数35,251,985人
要介護1～5	13.1%	認定者数4,632,085人 / 被保険者数35,251,985人

4 介護保険料

(1) 本市の介護保険料

段階	対象者		保険料率	保険料	
	世帯	本人		年額	月額
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.375	27,000円	2,250円
	市民税 非課税世帯	老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円以下 の人			
課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円を超 えて120万円以下の人					
課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が120万円を 超える人					
第2段階	市民税 課税世帯 (本人非課 税)	課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円以下 の人	基準額×0.9	64,800円	5,400円
第3段階		課税年金収入額と合計所得 金額の合計額が80万円を超 える人	基準額	72,000円	6,000円
第4段階		合計所得金額が120万円未 満の人	基準額×1.2	86,400円	7,200円
第5段階	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額が120万円以 上200万円未満の人	基準額×1.3	93,600円	7,800円
第6段階		合計所得金額が200万円以 上300万円未満の人	基準額×1.5	108,000円	9,000円
第7段階		合計所得金額が300万円以 上400万円未満の人	基準額×1.7	122,400円	10,200円
第8段階		合計所得金額が400万円以 上700万円未満の人	基準額×1.8	129,600円	10,800円
第9段階		合計所得金額が700万円以 上1,000万円未満の人	基準額×1.9	136,800円	11,400円
第10段階		合計所得金額が1,000万円 以上の人	基準額×2.0	144,000円	12,000円

▶ 全国平均〔厚生労働省報道資料（平成30年5月21日）より〕

基準月額	5,869円
------	--------

(2) 保険料段階別の第1号被保険者数〔平成30年度〕

	対象者		保険料率	年額	全体		特別徴収		普通徴収			
	世帯	本人			構成比	構成比	構成比	構成比				
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.45	32,400円	30,795人	(21.1%)	24,393人	(16.7%)	6,402人	(4.4%)		
	市民税 非課税 世帯	高齢福祉年金受給者 課税年金収入額とその他 合計所得金額等の合計額 が80万円以下の人										
第2段階		課税年金収入額とその他 合計所得金額等の合計額 が80万円を超えて 120万円以下の人		基準額 ×0.7	50,400円	11,642人	(8.0%)	11,383人	(7.8%)	259人	(0.2%)	
		第3段階	課税年金収入額とその他 合計所得金額等の合計額 が120万円を超える 人		基準額 ×0.75	54,000円	11,775人	(8.1%)	11,546人	(7.9%)	229人	(0.2%)
			第4段階	課税年金収入額とその他 合計所得金額等の合計額 が80万円以下の人		基準額 ×0.9	64,800円	20,565人	(14.1%)	17,917人	(12.3%)	2,648人
第5段階		課税年金収入額とその他 合計所得金額等の合計額 が80万円を超える 人		基準額	72,000円	16,676人	(11.5%)	16,454人	(11.3%)	222人	(0.2%)	
		第6段階	合計所得金額等が120 万円未満の人		基準額 ×1.2	86,400円	17,081人	(11.7%)	15,781人	(10.8%)	1,300人	(0.9%)
第7段階			合計所得金額等が120 万円以上200万円未満 の人		基準額 ×1.3	93,600円	19,052人	(13.1%)	17,902人	(12.3%)	1,150人	(0.8%)
		第8段階	合計所得金額等が200 万円以上300万円未満 の人		基準額 ×1.5	108,000円	8,820人	(6.0%)	8,023人	(5.5%)	797人	(0.5%)
第9段階			合計所得金額等が300 万円以上400万円未満 の人		基準額 ×1.7	122,400円	3,585人	(2.5%)	3,199人	(2.2%)	386人	(0.3%)
		第10段階	合計所得金額等が400 万円以上700万円未満 の人		基準額 ×1.8	129,600円	3,221人	(2.2%)	2,792人	(1.9%)	429人	(0.3%)
第11段階	合計所得金額等が700 万円以上1,000万円未 満の人		基準額 ×1.9	136,800円	940人	(0.6%)	787人	(0.5%)	153人	(0.1%)		
	第12段階	合計所得金額等が 1,000万円以上の人		基準額 ×2.0	144,000円	1,659人	(3.9%)	1,346人	(3.4%)	313人	(0.5%)	
計					145,811人	(100.0%)	131,523人	(90.2%)	14,288人	(9.8%)		

※ 併徴（特別徴収と普通徴収が重複する場合）の人数は、特別徴収に含む。

※ 年度中の転出者・死亡者を含む。

(3) 保険料段階別収納状況〔平成30年度〕

	調定		収納		未納		収納率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
第1段階	202,809件	958,246,320円	194,230件	930,159,640円	8,579件	28,086,680円	97.1%
普通徴収	64,148件	208,890,620円	55,569件	180,803,940円	8,579件	28,086,680円	86.6%
第2段階	70,519件	573,819,940円	69,807件	570,311,410円	712件	3,508,530円	99.4%
普通徴収	4,406件	20,136,380円	3,694件	16,627,850円	712件	3,508,530円	82.6%
第3段階	71,407件	620,433,910円	70,727件	616,953,850円	680件	3,480,060円	99.4%
普通徴収	5,080件	24,161,710円	4,400件	20,681,650円	680件	3,480,060円	85.6%
第4段階	128,879件	1,276,256,410円	124,815件	1,249,902,800円	4,064件	26,353,610円	97.9%
普通徴収	26,836件	175,580,010円	22,772件	149,226,400円	4,064件	26,353,610円	85.0%
第5段階	100,562件	1,182,136,120円	100,162件	1,179,226,740円	400件	2,909,380円	99.8%
普通徴収	3,856件	25,151,920円	3,456件	22,242,540円	400件	2,909,380円	88.4%
第6段階	105,372件	1,424,976,490円	102,983件	1,404,063,650円	2,389件	20,912,840円	98.5%
普通徴収	14,784件	125,505,540円	12,395件	104,592,700円	2,389件	20,912,840円	83.3%
第7段階	115,669件	1,716,529,070円	114,013件	1,701,048,053円	1,656件	15,481,017円	99.1%
普通徴収	12,677件	116,351,640円	11,021件	100,870,623円	1,656件	15,481,017円	86.7%
第8段階	53,922件	908,505,090円	53,264件	901,310,520円	658件	7,194,570円	99.2%
普通徴収	8,468件	91,197,690円	7,810件	84,003,120円	658件	7,194,570円	92.1%
第9段階	22,090件	418,996,220円	21,854件	415,950,860円	236件	3,045,360円	99.3%
普通徴収	3,909件	48,275,620円	3,673件	45,230,260円	236件	3,045,360円	93.7%
第10段階	20,192件	398,513,370円	20,061件	396,832,420円	131件	1,680,950円	99.6%
普通徴収	4,325件	56,460,550円	4,194件	54,779,600円	131件	1,680,950円	97.0%
第11段階	6,032件	122,747,630円	5,989件	122,172,030円	43件	575,600円	99.5%
普通徴収	1,533件	20,657,830円	1,490件	20,082,230円	43件	575,600円	97.2%
第12段階	10,778件	228,524,920円	10,750件	228,119,320円	28件	405,600円	99.8%
普通徴収	3,060件	43,682,320円	3,032件	43,276,720円	28件	405,600円	99.1%
計	908,231件	9,829,685,490円	888,655件	9,716,051,293円	19,576件	113,634,197円	98.8%
普通徴収	153,082件	956,051,830円	133,506件	842,417,633円	19,576件	113,634,197円	88.1%

(4) 年度別滞納状況〔各年度決算時点〕

	調定		未納		収納率
	人数	金額	人数	金額	
平成26年度	136,689人	8,076,766,590円	4,316人	154,295,779円	98.1%
平成27年度	139,908人	8,022,208,620円	3,918人	130,313,160円	98.4%
平成28年度	142,611人	8,206,202,910円	3,759人	125,721,666円	98.5%
平成29年度	144,627人	8,318,760,930円	3,584人	118,473,850円	98.6%
平成30年度	145,811人	9,829,685,490円	2,963人	113,634,197円	98.8%

(5) 減免状況

- ▶ 平成27年度から低所得者の保険料額が軽減されたことに伴って、生活困窮を理由とする減免対象者が大幅に減少した。以降、おおむね横ばいで推移している。

	災害		死亡等		失業等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	5件	93,510円	12件	132,360円	135件	1,928,980円
平成27年度	7件	277,420円	11件	107,320円	105件	1,533,410円
平成28年度	6件	274,730円	14件	140,060円	121件	1,838,520円
平成29年度	4件	174,540円	4件	46,640円	142件	2,092,490円
平成30年度	10件	375,000円	6件	90,350円	123件	2,158,710円

	農作物の不作等		法第63条の適用		生活困窮	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	0件	0円	11件	379,040円	81件	544,540円
平成27年度	0件	0円	15件	308,160円	9件	130,380円
平成28年度	0件	0円	13件	333,760円	12件	158,620円
平成29年度	0件	0円	20件	438,790円	11件	171,330円
平成30年度	0件	0円	9件	204,440円	15件	242,100円

	計	
	件数	金額
平成26年度	244件	3,078,430円
平成27年度	147件	2,356,690円
平成28年度	166件	2,745,690円
平成29年度	181件	2,923,790円
平成30年度	163件	3,070,600円

- ※ 「死亡等」には、心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院した者を含む。
- ※ 「失業等」には、業務の休廃止、事業における著しい損失を含む。
- ※ 「法第63条の適用」とは、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者について、適用するもの。

5 保険給付

(1) 平成30年度実績

▶ 居宅介護支援・介護予防支援

	実績値 (H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
		計画比	前年度比		
居宅介護支援	141,619人	99.1%	103.5%	142,872人	136,776人
介護予防支援	47,277人	119.0%	67.2%	39,732人	70,392人
介護予防ケアマネジメント	39,623人	88.6%	179.5%	44,722人	22,071人

▶ 居宅サービス・介護予防サービス

* 介護：要介護者を対象とするサービス
 予防：要支援者を対象とするサービス

		実績値 (H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
			計画比	前年度比		
訪問介護	介護*	1,523,485回	107.4%	105.2%	1,418,563回	1,448,206回
	総合	30,771人	90.3%	208.7%	34,068人	14,745人
訪問入浴介護	介護	10,175回	83.4%	93.1%	12,193回	10,926回
	予防*	41回	95.3%	410.0%	43回	10回
訪問看護	介護	348,568回	87.1%	103.5%	400,163回	336,662回
	予防	67,448回	102.4%	110.3%	65,894回	61,164回
訪問リハビリテーション	介護	28,200回	158.6%	180.6%	17,780回	15,618回
	予防	4,534回	287.7%	199.3%	1,576回	2,275回
居宅療養管理指導	介護	32,703人	106.7%	109.6%	30,648人	29,844人
	予防	2,101人	136.8%	112.2%	1,536人	1,872人
通所介護	介護	661,118回	97.0%	101.8%	681,492回	649,493回
	総合	41,388人	104.8%	220.6%	39,480人	18,762人
通所リハビリテーション	介護	157,637回	96.0%	98.5%	164,190回	160,060回
	予防	8,117人	110.7%	108.7%	7,332人	7,464人
短期入所生活介護	介護	194,622日	102.5%	103.1%	189,872日	188,712日
	予防	2,913日	138.3%	109.8%	2,106日	2,652日
短期入所療養介護	介護	10,168日	73.4%	86.4%	13,848日	11,773日
	予防	150日	130.4%	106.4%	115日	141日
特定施設入居者生活介護	介護	7,860人	91.7%	103.2%	8,568人	7,617人
	予防	819人	124.1%	123.2%	660人	665人
福祉用具貸与	介護	98,088人	107.0%	105.9%	91,632人	92,652人
	予防	36,544人	121.2%	110.3%	30,144人	33,132人
特定福祉用具販売	介護	1,592人	90.9%	96.1%	1,752人	1,656人
	予防	806人	100.2%	103.3%	804人	780人

▶ 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

	実績値(H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
		計画比	前年度比		
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1,185人	68.1%	116.2%	1,740人	1,020人
夜間対応型訪問介護	0人	—	—	0人	0人
地域密着型通所介護	233,822回	106.9%	104.3%	218,818回	224,206回
認知症対応型通 所介護	介護	3,764回	76.3%	4,932回	4,392回
	予防	51回	49.5%	103回	91回
小規模多機能型 居宅介護	介護	6,067人	90.6%	6,696人	5,676人
	予防	375人	84.5%	444人	480人
認知症対応型共 同生活介護	介護	6,777人	92.3%	7,344人	5,953人
	予防	37人	308.3%	12人	41人
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	4,349人	90.4%	111.0%	4,812人	3,918人
看護小規模多機能型居 宅介護	70人	皆増	7,000.0%	0人	1人

▶ 施設サービス

	実績値(H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
		計画比	前年度比		
介護老人福祉施設	26,686人	107.5%	102.8%	24,816人	25,951人
介護老人保健施設	12,697人	107.6%	108.2%	11,796人	11,735人
介護療養型医療施設	2,877人	86.2%	88.4%	3,336人	3,254人
介護療養院	361人	皆増	皆増	0人	—

▶ 住宅改修

	実績値(H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
		計画比	前年度比		
住宅改修(要介護者)	1,450人	89.5%	101.5%	1,620人	1,428人
住宅改修(要支援者)	1,180人	97.4%	94.6%	1,212人	1,248人

▶ 介護費用の負担軽減のための給付

	実績値(H30年度)			計画値 (H30年度)	前年度値 (H29年度)
		計画比	前年度比		
高額介護サービス費・高額 介護予防サービス費の支給 額	589,821千円	104.6%	107.7%	563,894千円	547,662千円
高額医療合算サービス費・ 高額医療合算介護予防サ ービス費の支給額	46,159千円	43.1%	24.5%	107,052千円	188,399千円
特定入所者介護サービス 費・特定入所者介護予防 サービス費の支給額	1,146,268千円	81.9%	100.7%	1,399,512千円	1,138,547千円

(2) 保険給付費の推移

(単位：円)

給付費目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 居宅介護サービス費・ 介護予防サービス費等	18,222,670,709	18,667,415,407	17,907,203,505	17,941,535,380	17,576,143,006
訪問通所サービス	15,112,618,000	15,497,193,477	14,628,137,477	14,433,312,081	13,939,750,931
訪問介護*	3,770,313,670	3,971,094,646	4,214,892,430	4,247,607,923	4,112,384,270
訪問入浴介護*	172,242,485	157,593,869	136,050,258	132,365,918	123,331,638
訪問看護*	1,275,369,570	1,329,412,205	1,451,057,799	1,592,247,786	1,637,082,469
訪問リハビリテーション*	63,203,161	59,238,469	57,079,869	52,983,605	107,596,413
通所介護*	7,120,248,236	7,274,499,962	5,968,009,023	5,512,979,215	5,017,960,266
通所リハビリテーション*	1,554,907,369	1,493,821,166	1,518,228,549	1,546,801,366	1,532,165,439
福祉用具貸与*	1,156,333,509	1,211,533,160	1,282,819,549	1,348,326,268	1,409,230,436
短期入所サービス	1,630,245,240	1,629,476,496	1,671,038,308	1,703,768,351	1,725,331,930
短期入所生活介護*	1,485,506,629	1,479,480,274	1,523,310,338	1,571,063,022	1,607,771,863
短期入所療養介護*	144,738,611	149,996,222	147,727,970	132,705,329	117,560,067
その他	1,479,807,469	1,540,745,434	1,608,027,720	1,804,454,948	1,911,060,145
居宅療養管理指導*	173,778,646	204,773,552	244,202,325	304,695,385	344,305,414
特定施設入居者生活介護*	1,306,028,823	1,335,971,882	1,363,825,395	1,499,759,563	1,566,754,731
② 居宅介護サービス計画費・ 介護予防サービス計画費等	2,093,532,582	2,212,808,521	2,271,105,126	2,237,555,093	2,264,367,307
③ 地域密着型介護サービス費・ 地域密着型介護予防サービス費	3,226,828,252	3,375,900,995	5,166,782,444	5,656,045,019	6,130,949,347
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護		22,350,215	46,603,540	102,132,894	151,764,699
地域密着型通所介護			1,506,668,147	1,718,363,650	1,742,081,379
認知症対応型通所介護*	111,528,862	77,201,887	49,913,793	44,768,624	41,572,623
小規模多機能型居宅介護*	1,049,445,534	1,148,720,476	1,223,661,269	1,244,000,373	1,327,806,590
認知症対応型共同生活介護*	1,172,968,917	1,200,267,882	1,310,333,902	1,486,937,772	1,661,713,787
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	892,884,939	927,360,535	1,029,601,793	1,058,498,330	1,201,047,754
看護小規模多機能型居宅介護				1,343,376	4,962,515
④ 施設介護サービス費等	9,751,452,940	9,828,986,022	9,997,025,166	10,299,475,266	10,398,513,384
介護老人福祉施設	5,427,433,208	5,515,568,560	5,719,455,385	6,060,373,494	6,172,488,786
介護老人保健施設	3,040,122,503	3,084,410,583	3,097,822,828	3,096,916,255	3,164,990,771
介護療養型医療施設	1,283,897,229	1,229,006,879	1,179,746,953	1,142,185,517	980,494,550
介護医療院					80,539,277
⑤ 高額介護サービス費・ 高額介護予防サービス費	391,992,990	436,375,441	518,614,041	547,661,317	589,820,953
⑥ 高額医療合算介護サービス費・ 高額医療合算介護予防サービス費	33,380,590	159,778,422	35,123,356	188,398,201	46,158,944
⑦ 特定入所者介護サービス費・ 特定入所者介護予防サービス費	1,150,063,431	1,238,324,654	1,201,592,716	1,138,546,443	1,146,267,414
⑧ 特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用具販売	74,891,644	72,765,218	74,167,729	76,130,627	70,683,618
⑨ 住宅改修・介護予防住宅改修 介護サービス等諸費計(①～⑨)	267,946,089	266,414,910	256,362,082	245,941,730	246,953,121
⑩ 審査支払手数料	29,846,430	31,609,170	33,211,575	32,421,240	37,580,814
総給付費(①～⑩)	35,242,605,657	36,290,378,760	37,461,187,740	38,363,710,316	38,507,437,908

※ *印のサービスは、対応する予防給付対象サービスを含む。

〔例：「訪問看護*」→ 訪問看護及び介護予防訪問看護〕

※ 介護サービス事業者から国民健康保険団体連合会への保険請求は、サービス提供の翌月以降に行われ、また、保険者からの支払は請求に基づく審査月ごとに行われることから、サービス提供年度と支払年度は一致しない。

(3) 要支援・要介護度別のサービス利用者数〔月間・平成30年度平均〕

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅サービス	2,027人	2,623人	5,787人	3,636人	3,636人	1,909人	1,139人	20,756人
地域密着型サービス	19人	21人	1,271人	932人	932人	591人	396人	4,161人
施設サービス			139人	228人	761人	1,331人	1,087人	3,545人

(4) 利用者数の割合（サービス別）

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅サービス	9.8%	12.6%	27.9%	17.5%	17.5%	9.2%	5.5%	100.0%
地域密着型サービス	0.4%	0.5%	30.5%	22.4%	22.4%	14.2%	9.6%	100.0%
施設サービス			3.9%	6.4%	21.5%	37.6%	30.6%	100.0%

(5) 介護サービスの利用者負担割合

介護サービスを利用するときの利用者負担割合は、原則としてかかった費用の1割、2割または3割となる。

対象者	負担割合
次の2つの条件を満たす人 ① 本人の合計所得金額が220万円以上の人 ② 同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得金額は差し引く）が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の人	3割
次の2つの条件を満たす人 ① 本人の合計所得金額が160万円以上の人 ② 同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得金額は差し引く）が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人	2割
次のいずれかの条件を満たす人 ① 上記3割負担・2割負担の条件に当てはまらなかった人 ② 65歳未満の人 ③ 市民税非課税の人 ④ 生活保護受給中の人	1割

(6) 負担割合別の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）〔平成30年度末現在〕

▶ 姫路市

	要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）	
	人数	構成比
3割負担	1,196人	3.9%
2割負担	1,754人	5.6%
1割負担	28,131人	90.5%
計	31,081人	100.0%

▶ 全国

	要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）	
	人数	構成比
3割負担	261,355人	4.0%
2割負担	341,074人	5.2%
1割負担	5,979,987人	90.8%
計	6,582,416人	100.0%

〔厚生労働省介護保険事業状況報告（暫定）平成31年3月分より〕

※ 姫路市、全国ともに上記数値は、国民健康保険団体連合会が保有する受給者台帳を基に算出し、国へ報告したもの（暫定）であり、報告後の異動は含まないため、5ページの第1号被保険者数と数値が異なる。

(7) 介護給付費助成事業

低所得者の介護保険サービス利用時の利用者負担の軽減を図る事業。
兵庫県からの補助金（事業費の3/4、うち2/3は国庫補助）により実施している。

▶ 訪問介護等利用者負担軽減

〔事業の概要〕

障害者が年齢到達等により介護保険によるホームヘルプサービス（訪問介護、夜間対応型訪問介護）及び介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業訪問介護並びに総合事業訪問生活援助を利用する際の利用者負担の上昇の緩和を図る。

〔対象者〕

障害者自立支援法の施行後において、生活保護境界層に属し同法に基づき利用者負担なしで、ホームヘルプサービスを利用していた障害者

〔利用者負担軽減内容〕

訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業訪問介護並びに総合事業訪問生活援助の利用額の10%を助成する。（したがって最終的な利用者負担は、障害者自立支援法から引き続き0%となる。）

〔実績〕

現存の制度の対象者は平成18年度の障害者自立支援法の施行以来、本市においては該当者がなく平成21年度以降の利用者はいない。

▶ 社会福祉法人による利用者負担軽減（生計困難者）

〔事業の概要〕

社会福祉法人が、介護保険サービスの提供に際し、低所得の利用者に対し利用者負担の軽減を行った場合に、それによる減収分の一部を補助する。

〔軽減対象者（利用者）〕

- ① 生活困難者で、次のすべての要件を満たすものとして、姫路市が事前に確認し、軽減確認証を発行した者
 - ア 市民税非課税世帯に属していること。
 - イ 市民税課税者の扶養を受けていないこと、市民税課税者と生計を共にしていないこと。
 - ウ 世帯の前年中の収入額が、基準年収額*以下であること。
 - エ 世帯の処分可能な資産（預貯金等）の額が、基準年収額*の2分の1以下であること。
 - オ 介護保険料を滞納していないこと、給付額減額等の記載を受けていないこと。
- ② 生活保護受給者で、個室に入居または滞在している者
- ③ ②により減額を受けていた者で、平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月又は平成30年10月の生活保護法の改正により、生活保護受給基準から外れた者

* 基準年収額：1人世帯96万円、以降世帯人員が1人増えるごとに42万円を加算。
ただし、利用者負担段階が第2段階以下（高額介護サービス費等の支給基準額が15,000円）の施設サービス利用者については、1人世帯60万円、以降世帯人員が1人増えるごとに42万円を加算。

〔利用者負担軽減内容〕

- ① 軽減対象者①の認定者については、次のサービスを利用した場合に生じる介護費・食費・居住費の利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者に限り2分の1）の額を軽減する。
短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（以上、介護予防サービスを含む）、訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業訪問介護及び総合事業訪問生活援助を含む）、通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業通所介護を含む）、介護福祉施設サービス、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ② 軽減対象者②の認定者については、居住費・滞在費のみを全額免除する。
- ③ 軽減対象者③の認定者については、(1)(2)両方の軽減内容。

〔補助対象者（法人）〕

都道府県及び市町村に利用者負担額軽減の実施を申し出ている社会福祉法人又は市町村

〔補助内容〕

上記の補助対象者（法人）の収支状況等を勘案した上で、予算の範囲内において、次のとおり補助を行う。

- ・ 軽減総額のうち、利用者負担額にかかる本来収入額の1%を超えた額について2分の1
- ・ 介護福祉施設サービスについては、本来収入額の10%を超える場合には、その全額を加えた額

〔実績〕

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
軽減確認証 発行者数	34	40	43	36
補助金交付 法人数	4	3	1	2

▶ **社会福祉法人による利用者負担軽減（離島地域所在事業所）**

〔事業の概要〕

社会福祉法人が、離島地域所在の事業所での介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供に際し、低所得の利用者に対し利用者負担の軽減を行った場合に、それによる減収分の一部を補助する。

姫路市においては、離島地域としては家島地区が該当する。

〔軽減対象者（利用者）〕

市民税本人非課税で、本人の申請により姫路市が事前に軽減確認証を発行した者

〔利用者負担軽減内容〕

離島地域に所在する事業所において訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、総合事業訪問介護及び総合事業訪問生活援助を利用した場合は、介護報酬に15%の加算が行われる（離島地域への事業所の立地促進のため）。この制度により利用者負担についても15%の増とになってしまうため、利用者負担額の10%の軽減を行い、低所得者の利用促進を図る。

〔補助対象者（法人）〕

離島地域に訪問介護・総合事業訪問介護・総合事業訪問生活援助の事業所を有し、都道府県及び市町村に利用者負担額軽減の実施を申し出ている社会福祉法人又は市町村

〔補助内容〕

軽減による減収額の2分の1を上記の補助対象者（法人）に補助する。

〔実績〕

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
軽減確認証 発行者数	52	40	35	43
補助金交付 法人数	1	1	1	1

6 地域支援事業

	概要
介護予防・生活支援サービス事業	要支援・要介護状態となることを予防するため、要支援者及び事業対象者を対象に実施する事業
介護予防・生活支援サービス	市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の9割、8割または7割を事業費として支給する。
総合事業訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。 【30年度実績】 延30,771人 552,504,036円
総合事業訪問生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士または介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、買物等の生活援助を行う。 【30年度実績】 延110人 1,066,470円
総合事業訪問型短期集中予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。 【30年度実績】 2人（延べ11回実施） 101,640円
総合事業通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。 【30年度実績】 延41,388人 1,013,175,331円
介護予防ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが、利用者が自立に向けた適切なサービスを受けることができるようケアプランを作成し、各サービスの利用調整等を行う。 【30年度実績】 延39,623人 178,940,706円
高額介護予防サービス費相当事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者及び事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、介護予防・生活支援サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。 【30年度実績】 延429人 885,344円
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費の算定を行った後、なお残る世帯自己負担額と1年間の介護予防・生活支援サービスの自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。 【30年度実績】 8人 59,388円
一般介護予防事業	要支援・要介護状態となることを予防するため、第1号被保険者を対象に実施する事業
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの支援を要する高齢者等を早期に把握し、介護予防に資する取組につなげる。 【30年度実績】 基本チェックリスト該当者 延188人

介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者を中心とした地域住民を対象に、医師等による講話等を実施し、介護予防に関する意識及び知識の普及啓発を行う。 ・ 地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の立ち上げを支援する。 <p>【30年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>講演会・相談会・教室</td> <td>714回開催</td> <td>延13,968人参加</td> </tr> <tr> <td>自主グループ活動支援</td> <td>164回開催</td> <td>延 2,820人参加</td> </tr> </table>	講演会・相談会・教室	714回開催	延13,968人参加	自主グループ活動支援	164回開催	延 2,820人参加				
講演会・相談会・教室	714回開催	延13,968人参加									
自主グループ活動支援	164回開催	延 2,820人参加									
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で介護予防の核となるリーダーの養成を目指し、高齢者及び地域住民を対象に、高齢者を支える住民への知識の普及啓発を図る。 ・ 介護予防に取り組む自主グループが継続的に活動できるよう支援する。 <p>【30年度実績】</p> <p>地域活動組織の育成・支援活動 3,224回開催</p>										
介護支援ボランティア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援ボランティア（あんしんサポーター）を養成し、介護施設や高齢者の自宅等でボランティア活動を行っていただく事業。40歳以上のあんしんサポーターが活動を行った場合は、換金可能なボランティアポイントを付与する。 <p>【30年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>養成研修</td> <td>2コース開催</td> <td>(5日の受講)</td> </tr> <tr> <td>あんしんサポーター登録者数</td> <td>504人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポイント換金</td> <td>申請者98人</td> <td>3,910ポイント</td> </tr> </table>	養成研修	2コース開催	(5日の受講)	あんしんサポーター登録者数	504人		ポイント換金	申請者98人	3,910ポイント	
養成研修	2コース開催	(5日の受講)									
あんしんサポーター登録者数	504人										
ポイント換金	申請者98人	3,910ポイント									
介護予防事業施策評価事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防事業施策評価委員会（市長の附属機関）において、事業の実施量及び効果等について評価・検証を行う。 <p>【30年度実績】</p> <p>介護予防事業施策評価委員会 1回開催</p>										
包括的支援事業	<p>高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、相談対応や支援を行ったり、支援体制の構築等を進める事業</p>										
地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的又は間接的な支援を実施する。 <p>介護予防が必要な高齢者を対象に、ケアマネジメントを実施 介護・福祉サービスの利用や成年後見制度などに関する相談受付 高齢者虐待に関する相談受付等、高齢者の権利擁護の推進 関係機関との連携等、ケアマネジャー業務の後方支援</p> <p>【30年度実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>介護・福祉サービス等の利用に関する総合相談受付</td> <td>30,334件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度等に関する相談受付</td> <td>764件</td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待に関する相談受付</td> <td>905件</td> </tr> <tr> <td>高齢者実態把握</td> <td>1081件</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジャー向け研修会の開催</td> <td>42回開催 延1,690人参加</td> </tr> </table>	介護・福祉サービス等の利用に関する総合相談受付	30,334件	成年後見制度等に関する相談受付	764件	高齢者虐待に関する相談受付	905件	高齢者実態把握	1081件	ケアマネジャー向け研修会の開催	42回開催 延1,690人参加
介護・福祉サービス等の利用に関する総合相談受付	30,334件										
成年後見制度等に関する相談受付	764件										
高齢者虐待に関する相談受付	905件										
高齢者実態把握	1081件										
ケアマネジャー向け研修会の開催	42回開催 延1,690人参加										

在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。 <p>【30年度実績】</p> <p>姫路市在宅医療・介護連携支援センターの運営</p> <p>医療介護連携会議及び部会の開催 14回開催</p> <p>専門職向け研修会の開催 13回開催 825人参加</p> <p>住民への普及啓発活動 45回</p> <p>れんけい手帳の運用 173冊配付</p>
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体等多様な事業主体と連携しながら、様々な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るとともに高齢者の社会参加を推進する。 <p>【30年度実績】</p> <p>生活支援体制検討会議</p> <p>市域全体会議 1回開催 地区会議 34地区開催</p>
地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 個別の事例検討を行うとともに、それらを通じて地域の課題を発見する地域ケア個別会議を開催する。 地域ケア個別会議等から発見された地域課題を地域関係者等と共有し、課題解決のための方策を検討する地域マネジメント会議（地域ケア推進会議）を開催する。 <p>【30年度実績】</p> <p>地域支えあい会議の開催 123回開催</p> <p>ケアマネジメント力向上会議 24回開催</p> <p>地域マネジメント会議 4回開催</p>
認知症初期集中支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が地域で自立した生活を送れるよう、「認知症初期集中支援チーム」による早期対応支援を行う。 <p>【30年度実績】</p> <p>初期集中支援チーム訪問件数 延61件</p> <p>生活支援検討会議検討件数 延80件</p>
認知症地域支援体制推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関及び介護サービス事業所その他の地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置するとともに、推進員等が地域住民の認知症に対する理解が深まるよう啓発等を行う。 認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う場である「認知症サロン」等の運営を支援する。 <p>【30年度実績】</p> <p>認知症地域支援推進員配置数 12人</p> <p>認知症サロン運営支援数 265か所</p>
任意事業	<p>高齢者の支援のため、市町村が任意に実施する事業 (本市では、介護保険事業計画において実施事業を規定)</p>
認知症地域見守り支援等事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成研修を実施する。 <p>【30年度実績】</p> <p>認知症サポーター養成研修 128回開催 延3,620人養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の高齢者の介護家族に対して、見守り訪問員を派遣する。 <p>【30年度実績】</p> <p>利用時間 延126.5時間</p>

認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明になるおそれのある高齢者等の居場所を検索するシステムの初期費用を助成する。 <p>【30年度実績】 利用者 9人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者等の行方不明情報を電子メールを用いて関係機関・協力者等に周知するネットワークを整備する。 <p>【30年度実績】 登録者 256人 協力機関 117事業所</p>
給付費適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費の適正化を図るために実施する給付実績の通知及び事業者の研修等を実施する。 <p>【30年度実績】 給付実績通知 77,119件 (年3回) 事業者研修会 1回 (住宅改修・福祉用具)</p>
介護サービス評価等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの公平中立な運営を確保するため、第三者機関による評価及び結果を公表する。 <p>【30年度実績】 実地評価 13か所</p>
住宅改修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない者が住宅改修を行う際の理由書の作成費用 (2,000円まで) を助成する。 <p>【30年度実績】 理由書作成費用助成 421件</p>
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅 (蒲田・白浜南・清水谷) 及び県営住宅 (東阿保・勝原・清水谷) の一部に整備されているシルバーハウジングに生活援助員を派遣する。 <p>【30年度実績】 シルバーハウジング 119戸 (蒲田27戸 白浜南32戸 東阿保21戸 勝原21戸 清水谷18戸) 生活援助員 6人</p>
ひとり暮らし高齢者給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者に、1か月につき1回から6回、会食又は配食方式で給食を提供する。 <p>【30年度実績】 実施地区 71地区 対象者 5,156人</p>
高齢者権利擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見等の申立てを行う親族が無く、市長が行う場合に、その手続きに要する費用を助成する。 ・ 市民等を対象として、講演会の開催等により、広報・啓発を実施する。 ・ 市民後見人の養成研修を実施する。 ・ 専門職が成年後見制度等に関する相談に応じ、支援を行う。 <p>【30年度実績】 成年後見等申立 28人 鑑定 2人 後見人報酬助成 26人 権利擁護フォーラムの開催 2回開催 市民後見人登録者数 20人 専門相談利用者 延127人</p>

7 地域包括支援センター

包括的支援事業及び介護予防支援の事業を行う機関として平成18年度に創設されたもので、市町村の直営又は法人への委託のいずれかの設置形態をとることができる。

本市では23か所に設置しており、各地域包括支援センターには、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症担当職員を配置している。

このうち4か所を準基幹地域包括支援センターとし、準基幹地域包括支援センターには、地域の関係機関等との連携強化に取り組む担当者を増配置している。

また、各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の調整など、各地域包括支援センターの後方支援業務を担う基幹型地域包括支援センターを地域包括支援課内に設置している。

地域包括支援センターの運営状況の評価等を行うため、被保険者の代表や保健・医療・福祉関係者等から成る地域ケア推進協議会を設置している。

(平成31年4月1日現在)

名称	白鷺・琴陵地域包括支援センター	担当校区	白鷺・船場・城西
		所在地	西二階町85番地
		運営法人	医療法人五葉会
名称	〔準基幹〕 城乾・東光地域包括支援センター	担当校区	城東・東・城乾・野里
		所在地	坂田町3番地（中央保健センター内）
		運営法人	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
名称	安室地域包括支援センター	担当校区	安室東・安室
		所在地	御立中四丁目13番16号
		運営法人	社会福祉法人ささゆり会
名称	高岡地域包括支援センター	担当校区	高岡・高岡西
		所在地	西今宿五丁目5番30号
		運営法人	医療法人恵風会
名称	山陽地域包括支援センター	担当校区	荒川・手柄・城陽
		所在地	飯田777番地
		運営法人	アースサポート株式会社
名称	書写・林田地域包括支援センター	担当校区	曾左・峰相・林田・伊勢
		所在地	打越1075番地1
		運営法人	社会福祉法人姫路社会福祉事業協会
名称	大白書地域包括支援センター	担当校区	白鳥・青山・太市
		所在地	飾西728番地5 (西保健福祉サービスセンター内)
		運営法人	社会福祉法人しらさぎ福祉会
名称	花田・城山地域包括支援センター	担当校区	花田・谷外・谷内
		所在地	花田町加納原田155番地
		運営法人	社会福祉法人本覚寺苑
名称	四郷・東地域包括支援センター	担当校区	四郷・別所・御国野
		所在地	御国野町御着283番地15 (東保健福祉サービスセンター内)
		運営法人	社会福祉法人清章福祉会

名称	増位・広嶺地域包括支援センター	担当校区	広峰・城北・水上・増位
		所在地	西中島395番地1
		運営法人	姫路医療生活協同組合
名称	〔準基幹〕 北地域包括支援センター	担当校区	砥堀・豊富・山田・船津
		所在地	砥堀428番地 (中央保健センター北分室内)
		運営法人	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
名称	灘地域包括支援センター	担当校区	白浜・八木・糸引
		所在地	白浜町宇佐崎中二丁目520番地 (灘保健福祉サービスセンター内)
		運営法人	株式会社セイフティサービス
名称	大的地域包括支援センター	担当校区	的形・大塩
		所在地	大塩町汐咲一丁目24番地
		運営法人	医療法人社団汐咲会
名称	飾磨西地域包括支援センター	担当校区	津田・英賀保
		所在地	飾磨区英賀清水町一丁目5番地1 (飾磨保健福祉サービスセンター内)
		運営法人	社会福祉法人敬寿会
名称	〔準基幹〕 飾磨地域包括支援センター	担当校区	妻鹿・高浜・飾磨
		所在地	飾磨区細江2655番地 (南保健センター内)
		運営法人	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
名称	〔準基幹〕 広畑地域包括支援センター	担当校区	広畑・広畑第二・八幡
		所在地	広畑区正門通三丁目2番地2 (西保健センター内)
		運営法人	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会
名称	大津地域包括支援センター	担当校区	大津・南大津・大津茂
		所在地	大津区大津町一丁目31番地111
		運営法人	社会福祉法人やながせ福祉会
名称	朝日地域包括支援センター	担当校区	旭陽・勝原・余部
		所在地	勝原区下太田573番地
		運営法人	社会福祉法人やながせ福祉会
名称	網干地域包括支援センター	担当校区	網干・網干西
		所在地	網干区垣内中町119番地 (網干保健福祉サービスセンター内)
		運営法人	社会福祉法人やながせ福祉会
名称	家島地域包括支援センター	担当校区	家島・坊勢
		所在地	家島町宮2169 (南保健センター家島分室内)
		運営法人	株式会社デコ・フォルテ

名称	夢前地域包括支援センター	担当校区	置塩・古知・前之庄・苧野・上菅・菅生
		所在地	夢前町前之庄2160番地 (夢前事務所内)
		運営法人	社会福祉法人光寿福祉会
名称	香寺地域包括支援センター	担当校区	香呂・中寺・香呂南
		所在地	香寺町中屋14 (香寺事務所内)
		運営法人	社会福祉法人徳宗福祉会
名称	安富地域包括支援センター	担当校区	安富南・安富北
		所在地	安富町安志1151番地 (安富事務所内)
		運営法人	社会福祉法人きたはりま福祉会

(1) 介護情報提供体制整備・人材交流育成事業

〔事業の概要〕

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。また、介護業界に就職してからおおむね3年以内の介護職員を主な対象として、研修会又は講習会を開催する。

兵庫県からの補助金（事業費の3/4）により実施している。

〔実績〕

	H30年度
研修回数	6回
参加人数	187人

(2) 介護職員初任者研修補助事業

〔事業の概要〕

介護職員初任者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う。

兵庫県からの補助金（事業費の3/4）により実施している。

〔実績〕

	H30年度
補助対象人数	9人

※平成30年10月から実施

(3) 離島部介護サービス提供体制支援事業

〔事業の概要〕

離島地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、人材確保に要する費用を一部補助する。

9 決算状況

(1) 一般会計（介護保険関連）の決算状況

▶ 歳入

(単位：円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
国庫支出金	38,199,000	45,863,550	69,101,000	56,326,840	58,272,200
介護保険料軽減事業 国庫負担金	—	45,863,550	46,428,000	47,025,840	53,611,200
介護ロボット等導入 支援事業費補助金	—	—	18,935,000	—	—
地域介護基盤整備事 業費補助金	—	—	3,738,000	9,301,000	4,661,000
地域密着型サービ ス拠点整備助成事業費 補助金	38,199,000	—	—	—	—
県支出金	22,790,000	309,175,000	200,084,315	477,936,125	155,091,500
介護保険料軽減事業 県負担金	—	21,845,000	24,027,315	23,775,125	26,812,000
介護保険給付費助成 事業費補助金	279,000	356,000	145,000	106,000	141,000
定期巡回サービ ス事業者参入促進事業費 補助金	—	—	—	—	1,820,000
地域介護拠点整備事 業費補助金	7,208,000	275,527,000	163,406,000	443,065,000	109,606,000
地域医療介護総合確 保事業費補助金	—	—	—	—	3,397,000
高齢者等住宅改造助 成事業費補助金	15,303,000	11,447,000	12,506,000	10,990,000	13,315,500
計	60,989,000	355,038,550	269,185,315	534,262,965	213,363,700

▶ 歳出

(単位：円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
民生費	5,249,723,175	5,824,885,725	6,163,376,248	6,368,016,702	6,175,864,196
介護人材確保・育成 事業費	—	—	—	—	4,529,400
介護保険給付費助成 事業費	373,160	425,643	193,700	141,781	194,930
離島部介護サービ ス提供体制支援事業費	—	—	—	21,624,184	19,088,374
介護ロボット等導入 支援事業費	—	—	18,639,982	—	—
定期巡回・随時対応 型サービス運営補助 事業費	—	—	—	—	3,907,250
地域密着型サービ ス拠点整備助成事業費	149,700,000	45,407,000	152,743,000	303,415,000	89,333,000
老人福祉施設建設等 助成事業費	202,500,000	560,339,000	216,900,000	161,800,000	24,934,000
高齢者住宅改造助成 事業費	38,785,626	33,350,838	27,575,600	24,517,680	29,259,821
介護保険事業特別会 計繰出金	4,858,364,389	5,185,363,244	5,747,323,966	5,856,518,057	6,004,617,421

(2) 介護保険事業特別会計の決算状況

▶ 歳入

(単位：円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
介護保険料	7,968,772,527	7,943,228,916	8,126,002,573	8,244,730,564	9,757,544,110
第1号現年分	7,922,470,811	7,891,895,460	8,080,481,244	8,200,282,310	9,716,051,293
第1号滞納繰越分	46,301,716	51,333,456	45,521,329	44,448,254	41,492,817
国庫支出金	8,266,654,223	8,546,435,300	8,958,512,267	9,623,365,938	9,747,626,442
介護諸費負担金	6,536,101,321	6,752,518,486	6,948,956,116	7,164,882,847	7,063,413,552
総務管理費補助金	23,581,000	9,000,000	—	6,150,000	4,741,000
財政調整交付金	1,501,582,000	1,555,760,000	1,740,277,000	1,895,224,000	1,846,248,000
介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	23,192,202	20,610,350	22,262,478	244,493,627	466,720,600
包括的支援事業費等交付金	182,197,700	208,546,464	247,016,673	312,615,464	291,427,290
保険者機能強化推進交付金	—	—	—	—	75,076,000
県支出金	5,097,270,511	5,306,004,890	5,488,085,000	5,679,982,000	5,897,548,612
介護諸費負担金	4,990,145,511	5,181,960,890	5,337,456,000	5,387,881,000	5,503,549,612
介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	10,222,000	11,382,000	12,853,000	142,463,000	242,810,000
包括的支援事業費等交付金	96,903,000	112,662,000	137,776,000	149,638,000	151,189,000
支払基金交付金	10,220,069,828	10,190,584,815	10,567,477,059	11,033,458,634	10,779,039,109
介護諸費交付金	10,197,726,828	10,164,377,419	10,539,605,059	10,748,895,276	10,308,031,103
地域支援事業費交付金	22,343,000	26,207,396	27,872,000	284,563,358	471,008,006
繰入金	5,260,322,001	5,741,346,797	5,869,783,651	6,244,436,537	6,004,617,421
一般会計繰入金	5,185,363,244	5,428,172,985	5,747,323,966	5,856,518,057	6,004,617,421
(介護諸費繰入金)	4,405,044,081	4,536,068,841	4,681,823,100	4,793,970,581	4,812,672,986
(介護保険料軽減繰入金)	—	91,765,260	92,776,500	94,042,140	107,190,000
(介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金)	15,609,731	17,250,320	19,150,222	125,243,527	237,465,468
(包括的支援事業費等繰入金)	95,462,750	106,830,231	129,284,584	138,597,009	154,389,893
(職員給与費等繰入金)	262,562,939	271,321,160	287,039,128	298,530,391	301,648,708
(その他一般会計繰入金)	406,683,743	404,937,173	537,250,432	406,134,409	391,250,366
介護保険給付費準備基金繰入金	74,958,757	313,173,812	122,459,685	387,918,480	—
繰越金	944,532,209	1,154,082,462	144,435,079	—	—
諸収入	22,586,466	26,656,599	29,106,949	30,026,422	23,686,396
延滞金	163,800	215,300	236,856	323,239	324,830
介護給付損害賠償収入	2,060,831	823,927	6,120,008	9,253,274	5,518,775
不当利得返還金	192,175	1,004,098	482,925	832,672	485,442
基金利子収入	8,231,757	10,171,237	4,638,394	4,139,270	2,695,588
その他社会保険料	417,233	421,395	334,308	269,207	274,558
公文書複写料	448,510	426,267	447,110	442,040	460,005
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費負担金	544,700	387,800	306,600	546,700	361,900
認知症高齢者支援事業費負担金	47,400	118,500	208,800	174,300	75,900
訪問型短期集中予防サービス事業費負担金	—	—	—	—	10,164
介護保険料還付未済金	10,427,790	13,057,560	16,279,140	14,027,150	13,088,300
介護認定調査負担金	12,960	22,826	12,960	8,640	8,640
介護予防支援計画等作成事務負担金	—	—	—	—	364,782
公務災害確定負担金精算金	33,978	2,265	—	—	—
雑入	5,332	5,424	39,848	9,930	17,512
計	37,780,207,765	38,908,339,779	39,183,402,578	40,856,000,095	42,210,062,090

▶ 歳出

(単位：円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
総務費	700,283,773	1,752,117,864	829,959,188	715,994,647	701,396,353
報酬給与費	262,594,021	271,321,160	287,039,128	298,530,391	301,648,708
管理事務費	69,173,109	35,654,079	171,214,176	42,092,857	45,535,085
地域ケア推進協議会費	278,864	191,744	191,960	263,080	205,446
介護保険給付費準備基金積立金	8,231,757	1,065,779,237	4,638,394	4,139,270	2,695,588
加入団体会費	2,377,278	2,448,972	2,506,356	2,547,756	2,579,220
賦課徴収費	29,957,005	46,151,721	28,256,651	29,509,829	28,885,953
介護認定審査会費	42,561,371	42,407,203	42,932,984	42,573,656	42,913,636
認定諸費	283,195,264	287,264,756	292,185,547	294,838,816	276,023,789
趣旨普及事業費	1,915,104	898,992	993,992	1,498,992	908,928
保険給付費	35,242,605,657	36,290,378,760	37,461,187,740	38,363,710,316	38,507,437,908
介護サービス等諸費	30,966,735,824	31,833,351,839	33,020,522,704	34,441,863,243	35,531,371,186
介護予防サービス等諸費	2,670,586,392	2,590,939,234	2,652,123,348	2,014,819,872	1,156,238,597
高額介護サービス等費	391,992,990	436,375,441	518,614,041	547,661,317	589,820,953
高額医療合算介護サービス等費	33,380,590	159,778,422	35,123,356	188,398,201	46,158,944
特定入所者介護サービス等費	1,150,063,431	1,238,324,654	1,201,592,716	1,138,546,443	1,146,267,414
審査支払手数料	29,846,430	31,609,170	33,211,575	32,421,240	37,580,814
地域支援事業費	566,832,694	622,791,358	749,752,233	1,636,720,330	2,578,937,799
介護予防事業報酬給与費	61,403,239	60,812,003	59,818,435	65,806,074	65,399,891
二次予防事業対象者介護予防事業費	804,420	—	—	—	—
二次予防事業対象者把握事業費	13,065,863	—	—	—	—
介護予防普及啓発事業費	7,921,530	11,875,980	10,312,688	12,282,586	7,665,984
地域介護予防活動支援事業費	222,841	362,007	9,574,630	1,702,365	1,379,852
介護支援ボランティア事業費	4,274,644	4,258,539	4,543,369	4,503,363	4,223,707
介護予防事業施策評価事業費	40,940	31,140	32,192	42,100	42,100
総合事業準備事業費	—	0	623,802	—	—
包括的支援事業報酬給与費	14,232,358	14,037,749	15,342,161	16,053,839	17,941,887
包括的支援事業費	411,799,707	470,514,356	—	—	—
地域包括支援センター運営事業費	—	—	540,051,763	576,228,926	595,100,599
在宅医療・介護連携推進事業費	—	—	37,249,768	35,324,020	34,760,125
生活支援体制整備事業費	—	—	6,153,114	6,152,940	8,803,480
地域ケア会議推進事業費	—	—	1,936,850	1,969,862	1,969,544
認知症サポート事業費	—	1,145,752	—	—	—
認知症施策推進事業費	4,135,631	6,036,416	5,272,634	18,265,639	21,629,325
認知症初期集中支援事業費	—	—	1,302,100	1,612,505	1,190,570
認知症地域支援体制推進事業費	1,459,375	3,135,800	382,518	13,204,972	17,729,900
認知症サポーター等養成事業費	944,000	1,120,176	—	—	—
認知症地域見守り事業費	1,732,256	1,780,440	—	—	—
認知症見守り支援等事業費	—	—	3,052,188	2,671,082	2,139,608
認知症高齢者等SOSネットワーク事業費	—	—	535,828	777,080	569,247
給付費適正化事業費	3,812,664	3,902,224	4,224,240	3,774,350	5,275,668
介護サービス評価等推進事業費	540,000	821,340	821,340	785,000	717,000
住宅改修支援事業費	929,596	1,029,906	953,918	871,344	877,566
徘徊高齢者自立支援事業費	134,840	36,200	—	—	—
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業費	12,708,369	12,793,534	12,820,952	12,847,558	12,903,048
ひとり暮らし高齢者給食サービス事業費	27,159,000	30,121,000	32,465,000	32,835,000	33,787,000
高齢者権利擁護推進事業費	3,647,052	5,013,212	7,555,377	7,953,448	13,181,526

▶ 歳出（続き）

（単位：円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
介護予防・生活支援サービス事業諸費	—	—	—	938,524	134,988
介護予防・生活支援サービス事業費	—	—	—	835,679,022	1,745,788,183
介護予防・生活支援サービス事業費	—	—	—	735,340,759	1,566,745,837
訪問型短期集中予防サービス事業費	—	—	—	—	101,640
介護予防ケアマネジメント事業費	—	—	—	100,338,263	178,940,706
高額介護予防サービス費相当事業費	—	—	—	246,423	885,344
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費	—	—	—	101,927	59,388
審査支払手数料	—	—	—	2,356,020	6,411,594
諸支出金	116,403,179	98,616,718	142,503,417	139,574,802	242,668,520
過年度過誤納保険料還付金	13,368,520	10,570,650	13,962,630	15,785,910	12,001,770
過年度国県支出金等返還金	103,034,659	88,046,068	128,540,787	123,788,892	230,666,750
計	36,626,125,303	38,763,904,700	39,183,402,578	40,856,000,095	42,030,440,580

10 第7期計画の進捗状況

推進方策1 高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備

▶ おおむね計画通りに整備できたが、短期入所生活介護事業所のみ計画値を若干下回った。

1 介護サービス提供基盤の整備

(単位：床)

	実績値 (H30年度)		計画値 (H30年度)
		計画比	
介護保険施設			
特別養護老人ホーム			
内 広域型	10	100%	10
内 地域密着型	0	0%	29
認知症高齢者グループホーム	18	100%	18
指定特定施設			
内 広域型	0	—	0
内 地域密着型	0	—	0

2 その他の地域密着型サービス事業所の計画的な整備

(単位：か所)

	実績値 (H30年度)		計画値 (H30年度)
		計画比	
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	26	100%	26
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7	100%	7

※累計事業所数

3 短期入所生活介護事業所の計画的な整備

(単位：人)

	実績値 (H30年度)		計画値 (H30年度)
		計画比	
短期入所生活介護事業所	666	97%	686

※累計定員数

推進方策2 介護保険事業その他関連事業の推進

▶ 年1回の認定調査員研修の他、認定調査員の新規採用に合わせて実施していたが、H30年度は新規採用がなかったため、開催を見送った。
▶ 介護給付適正化計画及び収納率向上対策は、おおむね計画通りとなった。

1 適正な介護サービス水準を確保する取組

① 要支援・要介護認定の質の維持

	実績値 (H30年度)		計画値 (H30年度)
		計画比	
調査体制の維持（調査員を対象とする研修の実施回数）	1回	50%	2回

② 保険給付の適正化（介護給付適正化計画）

	実績値（H30年度）		計画値 （H30年度）
		計画比	
ケアプラン点検の強化（点検を行う対象事業所数）	2か所	100%	2か所
縦覧点検と医療情報の突合（点検から過誤調整等に至る一連の実施回数）	12回	100%	12回
給付費通知による利用者向け啓発	3回	100%	3回
福祉用具貸与や特定用具販売、住宅改修事業者に対する研修会の実施（研修会の実施回数）	1回	100%	1回

2 介護保険料の収納体制を強化する取組

① 収納率向上対策の推進

	実績値（H30年度）		計画値 （H30年度）
		計画比	
第1号被保険者介護保険料の現年（普通徴収）収納率	88.11%	102.45%	86.00%
第1号被保険者介護保険料の滞納繰越収納率	17.98%	102.74%	17.50%

推進方策3 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

- ▶ 自主グループの立ち上げは、市内全域に浸透したため、想定したよりもグループ数が増加せず、計画値と比較して低くなった。
- ▶ 認知症サポーター養成者数は、計画値を若干下回った。

1 一般介護予防の推進

	実績値（H30年度）		計画値 （H30年度）
		計画比	
介護予防に取り組む自主グループの立ち上げ支援	451グループ	86.70%	520グループ

2 認知症対策の推進

	実績値（H30年度）		計画値 （H30年度）
		計画比	
認知症サポーター養成者数	35,888人	92.0%	39,000人

(1) 本市の介護保険事業の沿革

平成 9年	12月	介護保険法・介護保険法施行法公布
平成11年	7月	姫路市に介護保険課設置
	10月	要介護認定・要支援認定（準備認定）開始
平成12年	4月	介護保険制度施行（第1期事業計画期間開始）
	6月	低所得者に対する利用者負担軽減事業開始
	10月	保険料（半額）徴収開始
平成13年	9月	介護サービス第三者評価事業開始
	10月	保険料（全額）徴収開始 ※ H12.4～H12.9：全額免除、H12.10～H13.9：半額免除
平成15年	4月	第2期事業計画期間開始 介護保険料の低所得者減免制度・高額介護サービス助成費支給制度開始
	11月	福祉用具・住宅改修研修事業開始
平成17年	10月	施設給付の見直し・特定入所者介護サービス費等の支給制度開始
平成18年	3月	家島町・夢前町・香寺町・安富町を姫路市に編入、介護保険事業統合 低所得者に対する利用者負担軽減事業に離島等地域軽減制度を追加
	4月	第3期事業計画期間開始 予防給付の見直し、地域密着型サービス等の開始 地域支援事業・介護予防支援事業の開始 地域包括支援センター設置（直営のみ）
平成19年	4月	地域包括支援センターの増設（法人への委託）
平成20年	4月	高額医療合算介護サービス費支給制度開始
平成21年	4月	第4期事業計画期間開始 直営の地域包括支援センターを廃止、法人への委託センターを増設
	4月	第5期事業計画期間開始
平成25年	4月	地域包括支援センターの担当区域を変更し、1か所増設（22か所→23か所）
平成27年	4月	第6期事業計画期間開始
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が1割から2割に引上げ
平成29年	4月	介護予防・日常生活支援総合事業開始
平成30年	4月	第7期事業計画期間開始 介護医療院サービス開始 基幹型地域包括支援センター設置（地域包括支援課内）
	8月	一定以上の所得がある者の利用者負担が2割から3割に引上げ

(2) 介護保険料の変遷

世帯の要件	本人の要件	保険料年額（月額）前期比				
		第1期 [*1]			第2期	第3期
		H12	H13	H14	H15～17	H18～20
市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 4,410	① 13,230	① 17,640	① 20,820	① 27,480
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下					② 34,350
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	② 6,620	② 19,850	② 26,460	② 31,230	③ 41,220
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超					
市民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	③ 8,820 (735)	③ 26,460 (2,205)	③ 35,280 (2,940)	③ 41,640 (3,470) +530	④ 54,960 [*3] (4,580) +1,110
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超					
	合計所得金額が120万円未満	④ 11,030	④ 33,080	④ 44,100	④ 52,050	⑤ 68,700 [*2]
	合計所得金額が120万円以上125万円未満					
	合計所得金額が125万円以上200万円未満					
	合計所得金額が200万円以上[*2]300万円未満	⑤ 13,230	⑤ 39,690	⑤ 52,920	⑤ 62,460	⑥ 82,440
	合計所得金額が300万円以上400万円未満					
	合計所得金額が400万円以上700万円未満					
	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満					
	合計所得金額が1,000万円以上					⑦ 96,180

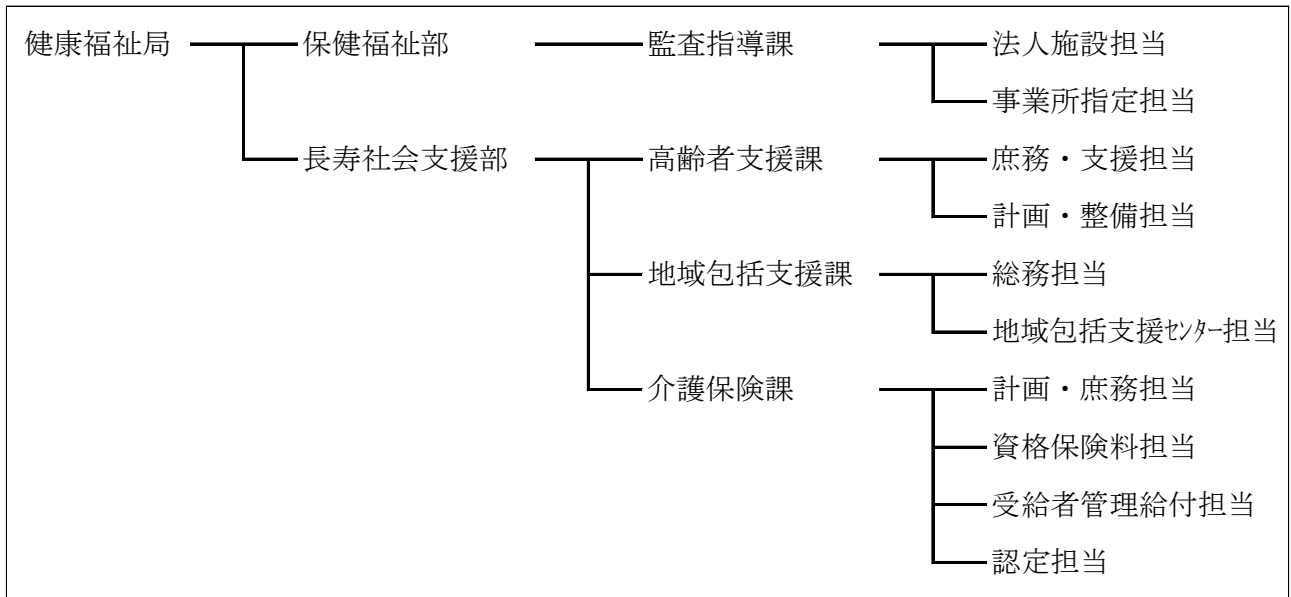
*1 国の特別対策（介護保険法の円滑な実施のための特別対策）により、平成12年4～9月は保険料免除（国が全額負担）、平成12年10月～13年9月は保険料半額の措置がとられていた。

*2 第1期においては、250万円

*3 平成17年度税制改正に伴う激変緩和措置有り

世帯の要件	本人の要件	保険料年額（月額）前期比				
		第4期	第5期	第6期	第7期	
		H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	
市民税非課税	市民税非課税	生活保護受給、老齢福祉年金受給	① 27,480	① 31,440	① 28,620	① 32,400
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	② 34,350	② 39,300	② 28,620	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	③ 41,220	③ 44,010	③ 44,520	② 50,400
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		④ 47,160	④ 47,700	③ 54,000
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	④ 48,090	⑤ 55,020	⑤ 55,650	④ 64,800
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	⑤ 54,960 (4,580) +0	⑥ 62,880 (5,240) +660	⑥ 63,600 (5,300) +60	⑤ 72,000 (6,000) +700
市民税課税	市民税課税	合計所得金額が120万円未満	⑥ 61,830	⑦ 70,740	⑦ 71,550	⑥ 86,400
		合計所得金額が120万円以上125万円未満				⑦ 93,600
		合計所得金額が125万円以上200万円未満	⑦ 68,700	⑧ 78,600	⑧ 79,500	
		合計所得金額が200万円以上〔*1〕300万円未満	⑧ 82,440	⑨ 94,320	⑨ 95,400	⑧ 108,000
		合計所得金額が300万円以上400万円未満				⑨ 122,400
		合計所得金額が400万円以上700万円未満	⑨ 96,180	⑩ 110,040	⑩ 111,300	⑩ 129,600
		合計所得金額が700万円以上1,000万円未満				⑪ 136,800
		合計所得金額が1,000万円以上				⑫ 144,000

(3) 介護保険事業を所管する本市の組織〔平成31年4月1日現在〕



▶ 監査指導課

- ア 社会福祉法人、社会福祉施設及び家庭的保育事業等の認可、指導及び監督等並びに社会福祉事業の開始等の届出に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第20条の規定による計画の樹立及びその実施に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- ウ 社会福祉事業に係る職員の研修に関する事。
- エ 指定居宅サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- オ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- カ 指定障害児通所支援事業者等の指定、指導及び監督に関する事。
- キ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認(他の機関の所掌に属するものを除く。)、指導及び監督に関する事。
- ク 認可外保育施設の届出、指導及び監督に関する事。
- ケ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する事。
- コ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に関する事。

▶ 高齢者支援課

- ア 高齢者の福祉に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- イ 老人福祉施設の整備及び運営に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- ウ 夢前福祉センター及びふれあいの郷養護老人ホームに関する事。
- エ 高齢者福祉に係る計画の樹立及びその実施に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)

▶ 地域包括支援課

- ア 地域包括ケアシステムの構築に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- イ 介護保険事業のうち地域支援事業に関する事。
- ウ 基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターに関する事。
- エ 医療・介護保険事業所等関係機関の連携支援に関する事。

▶ 介護保険課

- ア 介護保険に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)
- イ 介護保険事業に係る計画の樹立及びその実施に関する事(他の機関の所掌に属するものを除く。)

(4) 指定等事業所（施設）数

	H29年度	H30年度
	H30. 3. 31現在	H31. 3. 31現在
居宅介護支援	168	171
訪問介護	165	164
訪問入浴介護	5	5
訪問看護	67	71
訪問リハビリテーション	2	2
居宅療養管理指導	2	0
通所介護	103	104
通所リハビリテーション	1	1
短期入所生活介護	43	44
特定施設入居者生活介護	10	11
福祉用具貸与	38	36
特定福祉用具販売	40	38
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	6
地域密着型通所介護	108	107
認知症対応型通所介護	3	2
小規模多機能型居宅介護	24	23
認知症対応型共同生活介護	30	34
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	14	15
看護小規模多機能型居宅介護	-	2
介護老人福祉施設	34	34
介護老人保健施設	11	11
介護療養型医療施設	5	2
介護医療院	-	2

※ みなし指定を除く数

姫路市の介護 平成30年度(実績)年報

令和元年(2019年)9月



《発行》

姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課

〒670-8501兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2923

FAX 079-221-2925

URL <http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923.html>



市町村及び地域包括支援センターの評価指標

1. 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

市町村指標におけるセンターとは、管内の全センターをいう。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
1	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	・センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	・センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報 ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 1

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。		(センター指標なし)	・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	7	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置しているか。		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。また、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を必要数配置した上で、必要数を超える人員として、それぞれの職種の準ずる者を配置している場合は、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
8	センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下		(センター指標なし)	・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合(担当圏域が全て同規模の場合)には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。 ①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名(2,400/2=1,200人) ②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名(1,400/2=700人) →A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計:1,200+700=1,900人 B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計: 1,250+750=2,000人 →指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。 ※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。 ・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。
9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象	(市町村・センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	10	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		(センター指標なし)	・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。

(2) 個人情報の管理

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
14	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		(センター指標なし)	・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 利用者満足度の向上

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
17	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。 ・直営の場合は、保険者としての立場からみて、相談窓口としてのセンターとの間で連携がなされているかを評価する。
19	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
20	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		(センター指標なし)	・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさす。そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
	(市町村指標なし)	20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋ぎ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。 ※対応例 センターだけでは対応が難しい相談事例等への支援方針の助言・指導、同行訪問、地域ケア会議への参加など	24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。

(2) 権利擁護業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・高齢者の消費者被害等に対する対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
	(市町村指標なし)	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
30	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
31	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。	評価実施年度における、開催計画が対象	(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
	(市町村指標なし)	35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
35	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

(4) 地域ケア会議

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。		(センター指標なし)		評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して、周知しているか。	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		(センター指標なし)	・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
47	センター主催及び市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		(センター指標なし)	・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。		(センター指標なし)	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」ものとみなす。

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・セルフマネジメント推進のための取組状況进行评估するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の指針をセンターに対して明示しているか。	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		(センター指標なし)	・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

3. 事業間連携 (社会保障充実分事業)

	市町村指標		センター指標	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。